

令和5年第2回美幌町議会定例会会議録

令和5年3月 2日 開会
令和5年3月16日 閉会

令和5年3月7日 第4号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問 8番 岡本 美代子 君
- 日程第 3 議案第10号～議案第20号

○出席議員

- | | | | |
|-----|----------|--------|----------|
| 1番 | 戸澤 義典 君 | 2番 | 藤原 公一 君 |
| 3番 | 大江 道男 君 | 4番 | 高橋 秀明 君 |
| 5番 | 木村 利昭 君 | 6番 | 伊藤 伸司 君 |
| 7番 | 坂田 美栄子 君 | 副議長 8番 | 岡本 美代子 君 |
| 9番 | 稲垣 淳一 君 | 10番 | 古舘 繁夫 君 |
| 11番 | 上杉 晃央 君 | 12番 | 松浦 和浩 君 |
| 13番 | 馬場 博美 君 | 議長 14番 | 大原 昇 君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長 平野 浩司 君 教育委員会 会長 矢萩 浩 君
監査委員 高木 清 君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	高崎 利明 君	総務部長	小室 保男 君
町民生活部長	関 弘法 君	福祉部長	河端 勲 君
経済部長	後藤 秀人 君	建設部長	那須 清二 君
病院事務長	但馬 憲司 君	事務連絡室長	志賀 寿 君
会計管理者	田中 三智雄 君	総務課長	斉藤 浩司 君
危機対策課長	弓山 俊 君	政策課長	沖崎 寿和 君
財務課長	吉田 善一 君	町民活動課長	佐久間 大樹 君
戸籍保険課長 選挙管理委員会事務局長	佐々木 斉 君	税務課長	松尾 まゆみ 君
社会福祉課長	水上 修一 君	保健福祉課長	中尾 亘 君
農林政策課長 農業委員会事務局長	橋本 勝 君	耕地林務主幹	伊藤 寿 君
みらい農業課長	午来 博 君	商工観光課長	影山 俊幸 君
建設課長	森口 尚博 君	建築主幹	宮田 英和 君
環境管理課長	鶴田 雅規 君	上下水道課長	石山 隆信 君
病院総務課長	以頭 隆志 君	地域医療連携課長	高山 吉春 君
事務連絡室次長	横山 聖二 君	教育部長	遠藤 明 君
学校教育課長	多田 敏明 君	学校給食課長	片平 英樹 君

社会教育課長 立花良行君
博物館課長 鬼丸和幸君
監査委員事務局次長 小室秀隆君

スポーツ振興課長 浅野謙司君
監査委員事務局長 遠國求君

○議会事務局出席者

事務局長 遠國求君 次長 小室秀隆君
議事係長 高田秀昭君 庶務係長 村田剛君
議事係 金子未准君

午前10時00分 開会

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから令和5年第2回美幌町議会定例会第6日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番高橋秀明さん、5番木村利昭さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配信しております議事日程のとおりであります。朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、高木監査委員、本日所用のため日程第2 一般質問終了後、欠席の旨、届出がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第2 一般質問を行います。

第5日目に引き続き、通告順により発言を許します。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君）〔登壇〕 私は、さきに通告いたしました3点、3項目について質問いたします。

まず1点目、美幌の魅力づくりについてです。

実のなる木を市街地に。

みどりの村は、カラマツが多く植林されていましたが、改修を機に、ブルーベリーやラズベリー、アンズ、梅の木など、実のなる木が多く植えられ、季節ごとに町民を楽しませています。

今後、市街地やその周辺にも実のなる木を植えることにより、後世の人たちの楽しみや美幌の魅力づくりの一つにできると考えます。

公園の木の落ち葉に苦情が来ることも多々ありますが、クルミや栗の木など、周辺の人を楽しみにできるようなものであれば、積極的に手入れにも参加していただけるのではないのでしょうか。

今後の美幌の魅力づくりの一つとして、調査・研究していく考えはあるか、町長のお考えをお聞かせください。

2点目といたしまして、花いっぱい街づくり事業についてです。

花の植栽について。

町は、自治会やボランティア団体などに毎年多くの花を無料で配付し、6月から10月頃までは、町内が花で美しく彩られています。

しかし、人口減少や高齢化社会を考えると、毎年全ての花を植え替えるのではなく、多年草や宿根草などを取り入れた花壇づくりを考えてはいかがでしょうか。一時的に予算額は高くなると思いますが、数年かけて残す植物を増やしていき、その年に植える花を減らすことで、省力化していくことができると考えます。

今後、多年草や宿根草の植栽について、調査・研究していく考えはあるか、町長のお考えをお聞かせください。

3点目は、公園の整備についてです。

屋根の設置について。

美幌町は、公園の整備がされている町だと考えています。子供たちの遊び場として、天気の良い日は保育園などの子供たちがよく利用されていますが、高齢者が日常的に公園を利用すべきではないかと考えています。

地域の会館を使用するときのように、申込みや鍵を借りる、返すなどの煩わしさがなく、いつでも自由に使える公園をもっと積極的に使用することで、高齢者の孤独感を解消することができるのではないかと考えます。

公園の中に一部屋根がある部分があれば、暑い日や雨の日でも天候に左右されず、行事の予定も組むこともできます。

立派なものでもなくても、屋根の設置をすべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 岡本議員の御質問に答弁いたします。

美幌の魅力づくりについて、実のなる木を市街地についてですが、市街地の街路樹については、イチョウやエゾヤマザクラ、ナナカマドなど、様々な樹種が約1,900本植えられています。

街路樹は、環境形成や景観形成のほか、歩道と車道を分離する安全性の面からも重要であると考えておりますが、一方では、議員がおっしゃるように、落葉による苦情も寄せられている現状があります。実のなる木を街路樹にすることは、落葉以外にも虫や鳥のふんなどによる影響も考えられることから、周辺にお住まいの方の生活環境への影響に配慮しながら、慎重に検討しなければならぬと考えております。

また、町内には、住宅地内の街区公園や緑地などの大小様々な28の公園があり、住宅地内の公園においては、同様に慎重な検討が必要と考えますが、周辺の自治会や

お住まいの方からの要望があり、維持管理に御協力が得られれば、実のなる木を植えることは可能ではないかと考えております。

次に、花いっぱい街づくり事業について、花の植栽についてですが、町では、毎年8万本以上の花苗を希望される自治会や公共施設に無料配付しており、町民の皆様の御協力により、町内の環境美化に多大な貢献をいただいております。

配付している花苗については、マリーゴールドやペチュニア、サルビアなど、色違いも含めると10種類以上もあり、開花期間がおおむね6か月以上と比較的長い種類を選定いただいております。

御質問の多年草や宿根草を取り入れた花壇づくりですが、毎年の植え替え作業が減るというメリットがある一方、冬を越すことが難しい品種もあることや、数年に1回は株分けや掘り起こしをして植え替えが必要な場合もあります。

今後においては、日頃より町内の花による景観づくりに御尽力をいただいている美幌町フラワーマスター連絡協議会や、花苗を育てていただいている花苗センターからも御意見をいただきながら、調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、公園の整備について、屋根の設置についてですが、建設部所管の公園、28公園の内訳は、街区公園14、近隣公園3、運動公園1、都市緑地3、墓園2、その他の公園5となっており、1人当たりの整備面積は、都市計画区域内で51.8平方メートルと、国の基準である10平方メートルを大きく上回っております。

28公園のうち、16公園にパーゴラやあずまやといった休養施設が整備されております。屋根のない休養施設は、パーゴラという施設で、適度な日陰と明るさを両立したデザインとなっておりますが、議員の御指摘のとおり、雨よけや完全な日よけづくりには不向きなつくりとなっております

す。

現在、パーゴラは8公園に13基備えられており、多くが昭和、平成初期に整備されております。現在の公園利用者のニーズに合わせた施設の維持や修繕・更新は、美幌町公園施設長寿命化計画による公園施設更新工事や公園施設修繕において実施しているところですが、今後も、幅広い年齢層に対応し、利用者の声や利用状況を踏まえ、検討してまいります。

以上、答弁いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） それでは、1番目の実のなる木を市街地にという美幌の魅力づくりについてから入ってまいります。

先ほども言いましたけれども、みどりの村に実のなる木が非常にたくさんあります。あれは、最初は本当にカラマツばかりだったのですよね。私も一番最初に行ったとき、松ばかりだなと思って、狭かったですからね。

同期議員の平野茂夫さんが、やはり、カラマツではなくて、あの辺には子供たちのために実のなる木を植えてやったらどうかという一般質問をしたことがあります。そのせいかどうか、今、大変いい状態というか、たくさんの花が、花というか実がなって、それなりに楽しんでいたり、取ってきたりなんかしている方がいるようです。

町長、昔のみどりの村と今のみどりの村はよく御存じだと思うのですが、そういうことについて、感想をお持ちでしたら述べていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） みどりの村の初期、森林公園ということで購入したときには、カラマツの見本林ということで、カラマツがしっかりきちんと管理されて植えられていたのです。

その途中で、公園をつくるためにある程

度伐採した中で、奥のほうについては同じカラマツがまだあったのですけれども、台風が来て、木を減らしたことによって全部倒れてしまったと。

そのときの更新というか、後に何を植えようかという話になったときに、私もちょっと記憶してはいますが、今おっしゃった議員からそういう意見もいただいていますし、皆さんで協議したときに、楽しむということは、奥のほうに実のなる木、低木を植えようということで、現在に至っていると認識しております。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 今年は、町制施行100年の記念の年であります。

私は一昨年に行ってみまして、実のなる木は落ちたときにちょっと汚いということがありますが、やはり、後世の人方に残すものとして、ブルーベリーや何かでも、本当にみんなが喜んで取っているのを見ました。ここだけではなくてもっと市街地にも、空き地というか、そういう土地の周りに木を植えられないか、そういうところに植えていったらいいのではないかと思います。

今、世界人口が増加する中で、食料が今後不足するのではないかと考えてもなまして、昆虫食を研究している人もいますということです。コオロギや何かをつくっている人がいるというのですけれども、そんなことを考えるぐらいだったら、やはり、実のなる木をもっと増やしていったらいいのではないかと思います。

そして、何といたっても、この辺はもうある程度温暖化になっていまして、美幌、北見でも、ある程度の栗ができるという話もいただいたこともあります。また、売っているクルミのほとんどは中国産なのですけれども、クルミの木なんかは、本当にもう、ちょっと寒いところでも、美幌町でも昔はちょっと田舎に行けばたくさんあった

ということで、もっと積極的に植えていったらいいのではないかと思います。

この考えに行き着いたのは、やはり、昨年、日の出のウッディーパーク、あれも40年ぐらいたって本当に立派な公園になったのですけれども、近所の住民の方の苦情でばっさり切られたのです。近所の方は、どこに住んでいるかによって違いますけれども、私はいい公園になったなと思っていたら、見るも無残な形になって、どういうものを植えたり、どうしたらもっと住民の方に理解していただけるかということも自分なりに考えていました。話があちこちに飛びますけれども、日の出にパークゴルフ場があったのです。そこに、誰かが1本、クルミの木を植えたのです。それが20年もたつと本当に成長しまして、やはり、クルミが落ちてると、みんな持って帰るようになったのです。

そのように、何かちょっと楽しんで手入れしていただいたりするためには、やはり、実のなるもので。公園だから松しか植えられないという状態になってしまうのではないかと思います。

ですから、理解されるものに特化していてもいいのではないかと思います。それは、先ほどの答弁にもありましたように、実のなる木は虫も来るし、ある程度消毒しなければならぬものもあるかもしれませんけれども、だからといって、松ばかりの公園もどうだろうと思っているのです。

そういうことに対して、やはり、落ち葉が嫌だということは、ある意味、教育の中でも取り組んでいったらどうかと思うのです。遠い将来というか、意外と教育で取り組むと遠いようで近いというか。例えば、学校の周りなんかでも、今はないのですけれども、それこそクルミの木を植えたり、この辺でも、ある程度、本当に栗も育つようになりまして、ブルーベリーの木とか、そういうものを学校の周りや何かに植えて、あるときは子供たちがそういうクル

ミを拾って、クルミにするまでの過程を楽しんだりとか。そうして、落ち葉の手入れをしたりとか、そういう取組をしていくように、これから美幌に住み続ける人たちに、木とか落ち葉に対する考えをある程度理解していただけるような形にしていかなければならないと考えますが、町長にお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、御意見をいただいた中で、一つは、どういう木を植える、低木を植えるか、どう御理解をいただくかということだと思っております。

その御理解をいただく方法の中で、基礎ベースというのは、本当に、岡本議員がおっしゃったように、教育とか、そういった中で落ち葉の話をすれば、循環型というか、学校の中で、今、落ち葉といったら学校の用務をやっている方がやってくれます。それを拾って、畑、花壇に還元するというような教育をするとか、それは考えられるのです。

そして、私は、実のなる木を植えることに対して否定はしないのですけれども、問題は、どこにどういう種類のものを植えるかです。これを一つ間違えると非常に問題が生じるのかなと思っています。

ブルーベリーをみどりの村に植えたのですけれども、そのシーズンになったら、特定の方が来て何人かで全部ごそっと持っていくのです。これは皆さんの木ですから、持っていくことを否定しないけれども、全てということでは、そういう話もしたことがあります。

あとは、どんなというのが、やはり、これもまた大事なことだと思っております。ですから、クルミの木なんかを植えたときに、落ちていたのを何個か持って行って、家で皮をむいて実を取っているのはいいのでしょうかけれども、これが本当にリンゴとか別なものであれば、わあ、こんなにあると言ってたくさん持っていく、その辺の

合意をちゃんとするということです。

ですから、一番いいのは、皆さんの合意を得て公園とか、そういうところに植えたときには、果実をどうするというをしつかり地域で話して、そして、それを地域で還元するとか、そういう仕組みをしつかりつくっていかなければまずいのかなと思っています。きちんと皆さん方と合意を得るということは、それも、ある意味では町がどうしたいかということの思いを伝えなければいけないのですけれども、ベース的には、今おっしゃったようなことを一つ一つやることも大事であると受け止めております。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 私も、町長が懸念されているようなことを心配しました。もう10年ぐらいになると思うのですが、私たちが長野県に視察に行ったときに、リンゴの産地でまちの中にリンゴの木が植えてあったのです。もう本当に熟して取るばかりになっていて「よく取られませんね」と言ったら「これはどここの中学生のリンゴなのだ。だから、最初の頃は取られたりしたけれども、この頃は、中学校のためのリンゴだから取らないでいる」という話を聞きました。

そういう特定の方がごそっと持っていってしまうということもありますけれども、あちこちに実のなる木があるとなれば、そういうこともある程度は解決するのではないかと私は考えています。最初のうちはいろいろな問題が発生するかもしれませんが、それも乗り越えられるのではないかと思います。

ですから、理想とするのは、温暖化によって美幌もある程度の栗が拾えるようになったら、例えば、季節になったら栗の木のところに火ばさみを置いておいて、1人10個ずつはいいよとか、そんな町だったらさすがくすてきではないかと考えていま

す。何か問題が出てきても、それからまた考えてもいいのではないかと思います。特定の人が世話をしたから、これはもうその人しか取ったら駄目だよとか、そういう縛りもいろいろな問題が起きてくるのかなと思うのですけれども、取りあえず取り組んでみてはどうでしょうか。そして、その問題を一つずつ解決していくと。

昔は、美幌のまちにもリンゴがたくさんあって、私たちは地元のリンゴを食べて育った世代なのですけれども、リンゴというのも、やはり、高級化とか、甘さの追求なんかで、地元のリンゴがだんだん消えていきました。でも、リンゴも育つ場所ですので、リンゴとか、それこそ消毒とか、剪定とか、そういうものの手入れもいろいろあるかもしれませんが、美幌の魅力づくりの大きな要素の一つになるのではないかと思います。

そのために、やはり、住民がどれだけ理解して、また、協力して見守ったりなんかができるかなということも大きな問題ではありますけれども、そういう問題がクリアできたときには、地域のコミュニティーづくりの一つにもなるのではないかと考えています。

温暖化でだんだん向こうで取れなくなったもの、美幌でもともと取れなかったサツマイモやピーナッツが大変おいしくできるという時代になりました。すぐやればと全部できるものではありませんけれども、未来の人に残すものということでは、ちょうどこの施行100年の年に、植える可能性のあるところから少しずつでも試行錯誤してみるということに対して、再度、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 実のなる木の街路樹というイメージでは、今おっしゃったように、飯田市のリンゴ並木だと思います。当時、大火があって、中学生が植えてということで、私も、坂田さんとか、松浦さん

とか、当時、視察に行ってしっかり見せていただいたのです。それも同じように、やはり、みんながルールを決めて守っているのです。

もう一つ、北海道でリンゴという話であれば、札幌のリンゴ並木を思い出します。

あれは、1970年ぐらいでしょうか、もともと北海道はリンゴがたくさん取れていたのです。板垣市長が札幌の環状線に植えたいと。あれも最初は取られたりしていたのですけれども、そういう中で、しっかりルールを守って、いまだに地域の方々でりんごまつりをやって、地元に戻元してコミュニティづくりをしているということです。本当にいい例がたくさんあることはあるのですが、先ほど言ったように、どこに果実になる木を植えるかというのが一つポイントかと思っています。

私は、否定はしないのですが、もしやるとするならば、今、私どもで桜を結構植えているのです。ですから、果実でなくても、今あるものをしっかり維持管理していくとか。例えば、桜通であれば、本当に桜のシーズンはすてきだと思いますし、木が枯れてきたとき、その辺をきちんと維持管理して、並木としてしっかり維持するか。今、魚無川についても、予算をつけてしっかり更新して、先の方々に対して引き継いでいこうと再整備しています。

私は、そういうことをやることでいいのではないかと思うのです。場所があれば、果実というのもいいのですけれども、そのときに考えなければいけないのは、公園とか、一つの木を植える大きな土地があるところとか、大事なものは、木を植えるときには、木の成長と、木としての形を維持するという皆さんとの覚悟を持って植えないと。ただ街路樹を植えました、木が大きくなりました、切りましょうと。例えば、松であれば、もう成長点の頭を切りましょうとか、そういうことはやめるべきだと思うのです。そういう覚悟を持って、きちん

と皆さんと合意を得てやっていくのであれば、そういう整備というのは考えることができると思います。

今やれるとするならば、今ある桜通とか、魚無川の皆さんが歩いているところの桜をしっかりと再生して、そこをきちんと守っていくということでもいいのかなと思っています。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） リンゴなどがなる木は、虫も来ますし、花が咲く絶好のタイミングで消毒しなければならないという問題もありますが、クルミとか栗はそういう管理があまり要らないのではないかと思っています。

だから、市街地と書きましたけれども、街路樹の中にそういう木を植えるとかではなくて、学校の校庭の横だったり、そういう空いているところが結構ありますよね。そういうところに植えていけばいいのではないかと思いますし、例えば、町ができないとなれば、桜の会のように、美幌に植える会とか、実のなる木を植える会とか、何か団体をつくるというか、そういう取組でもいいと思っています。桜ももちろんきれいですし、桜も花で喜ばず、葉っぱで美しい、あと、今はなかなか食べられませんが、サクランボも小さいのがなりますし、そういうこともあります。私は、桜とか、そういうものではなくて、将来のことを考えた実のなる木ということを考えています。

ブルーベリーなんかは、そんなに大きくなくて、ブルーベリー狩りへ行きますと、本当に小さく低木に整えています。そういうものは、子供たちがちょっと公園に来たときに食べられたら、どんなにすてきではないかと思っています。

人口減少で、だんだん空き家とかが多くなったり、子供が生まれないうとか、いろいろ課題はたくさんありますけれども、私は

そんなに悲観していません。というのは、東日本の原発事故があったときに、日本全国が地図上で示されて、北海道は泊原発だけですけれども、本州のほうに行けば、日本の裏表全部、バランスよくといったらおかしいですが、原発が本当にあるのです。

今、福島はこういう状態でもう10年以上たっているのに、なかなか整理ができていません。そんな中で、ほかの50基以上の原発が日本中にある。しかも、最初は40年と言っていたのが、20年プラスされて60年、アメリカでは、80年大丈夫という法律をつくったということもあります。北海道というのは、温暖化でおいしい米も取れるようになりまし、すぐではないですが、あと30年もたてば、これから移住してくる人にも本当に優良な土地になると私は考えています。

それまで、農地を守ったり、森林を守ったり、なるべくまちの中の景観といいですか、空き家が増えたりなんかしないように守っていく、そういうことに力を入れるといいのではないかと考えています。

ちょっと話が飛びますけれども、住宅リフォームで家をきちんとするということは、本当に将来に向けてもいいことだと思っています。美幌の魅力づくりとして、私は、今後も実のなる木を植えていただきたいと考えていますけれども、今後、どの木がいいとか、どこに植えるかということに対して、すぐできることではありませんので、今後、ぜひ調査・研究に取り組んでいただきたいと思います。

その辺について、もう一回、町長の答弁を聞いて終わりにします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今おっしゃられたことは、十分に理解しているつもりであります。

一つ、先ほど言ったのは、街路であれば、桜とか、そういうものを大事にして、特徴を出してほしいと思いますし、植える

場所がある、例えば、森林公園とか、面積が取れるということの場所には実のなる木を植えることも可能かと思っています。

一步踏み込めば、例えば、それぞれ家の庭があったら、美幌町は、さっき言ったように、必ず、家先、家というか、庭ではブルーベリーを植えているとか、そういうこともできるのではないかと思うのです。何か分からないけれども、美幌へ行ったら至るところでブルーベリーを食べるような雰囲気とか、そういうことも考えていいのではないかと考えています。

いずれにしても、いろいろな状況を見て、しっかり調査・研究をしていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 個人の家でブルーベリーというのは、私も十分考えました。推進していくような方法を取っていただければいいと思っています。

次に、花いっぱい街づくり事業についてです。

今、配付されている花は、6月から11月、本当に雪が降っても咲いていたりなんかして、さすがに選り抜かれた花たちだなと思っています。しかも、ブルーサルビアとか、ミニダリア、ガーベラとか、まちで買えば、200円以上するような花も大量に配付されて、そういう面では、非常に幸せなまちだと感じています。しかし、先ほども申しましたけれども、高齢化とか、それから、持続可能な社会づくりということを考えれば、フラワーマスターの方や花苗センターなど、今、環境が整っているうちに将来に向けた考え方を持つべきではないかなと考えています。

これも、先ほどの問題と同じように、来年からすぐできるという形ではないと思うのです。花を植える方も高齢になりましたので、どういう形で今後残していくかという形では、先進地がいろいろあります。

私は、子育て支援の調査で恵庭市に行ったことがあります。まちの中をバスで通っていただいて、ガーデニングを見に行ったわけではないのですけれども、このまちはガーデニングが盛んで、観光の一つになって、いろいろなお宅を訪問しているので、教えていただいたことがあります。

また、帯広のほうでも取り組んでいるまちがありますが、今、そういう環境が整っている状態のときに、視察とか研究をしていただいて、今後どうしていけばいいかという将来像も必要ではないかと考えますけれども、町長、お考えがありましたらお答えください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 美幌のまちの中においても、今、それぞれの地域で花を植えていただいて、私はすごく感謝しているところです。それは皆さんがすてきというか、花を見て心豊かになる。ですから、例えば、私のイメージの中で今、一番いいなと思っているのは、大正橋から大通に向けて、元町の地区の方々が、本当に大事に花を育てていただいていると。ああいうのを見ると、美幌のまち並みはすてきですね。今少しずつそれを切り替えているということなので、花いっぱいのまちということであれば、私は、恵庭とか、それから、クライストチャーチとか、ああいう外国のような、まちの中に花いっぱいではなくても、美幌は着々と進んでいると思いますし、美幌高校の雑草地も今はきれいに花を植えていただいています。

そういうことを一步一步していただいているということなので、花を植えるということは、単純に美化をするということ以外にも、先ほど議員にもおっしゃっていただいたコミュニティーづくりです。人が外に出て何かに関わるということの二つの面があると思っているので、今後とも、皆さんの協力を得て、美幌を本当に美しいまちにしていければと思っています。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 高齢化率のことを考えますと、65歳の方が六千何百人、私の地域もそうなのですけれども、そういう花に携わったりする方は、ほとんど若い方がいない。若い方が定年後にそういうものをきちんと引き継いでいければいいのですけれども、何といっても人数的な労力の不足ということもありますので、今、活躍できる人が、将来のことも考えながら取り組むということが大事ではないかと私は考えています。

先ほど町長がおっしゃいましたが、私も花は本当に好きです。あまりきれいに植えるわけではないのですけれども、昔から本当に好きなのです。例えば、歴史や何かのテレビを見ますと、日本の花づくりとか、庭園づくりが世界中に影響を与えているということで、非常にうれしいことだと思います。イギリスや何かは、ガーデニングがすごく盛んですけれども、宿根草がすごく多いのです。その中で、前のほうにそういうその年の花みたいなのを植えるとか、ただ、宿根草は金額が高いのです。

ですから、一番最初の質問にも書きましたが、予算が高くなるかもしれないということは、宿根草は何年も咲くけれども金額が高くなりますので、最初はある程度の予算が必要ということです。その後の株分けや何かでも大変植えたらいいよというものでもないよという御回答でしたが、それは十分理解できますけれども、それも、地域の人の労力はある程度必要だと考えています。

ただ、今の花たちは本当に華やかで、先ほども言いましたけれども、雪が降っても咲いているというぐらい、取ってしまうのがかわいそうぐらい頑張る花たちがえりすぐられているのです。人口減少とか労力を考えますと、先ほどの視察や何かも考えながら、今後、こういうことも取り組んで

いかなければならないのではないかと、その辺の理解はしていただけるでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 多年草とか、宿根草を否定するものではないというのは、御理解いただきたいと思っています。そればかりという話ではなくて、宿根草でもきちんと手入れをしなければいけないというか、イギリスガーデニングのような部分でいくと、多年草がたくさん植えられてバランスが取れている、あれは本当に手をかけているのです。

ですから、花を植えるというか、植物を植えるというのは、どういう形であろうが手がかかるということをまず頭の中に考えなければいけないと思うのです。誰が管理するかと考えたときに、なかなか町民の方ができないというのであれば、当然、行政機関がやらなければいけない。そのことをよしとするのか、それとも、高齢になったから、これからそういうことはできないのではないかとということに対しては、私は、そうですとは言いたくないのです。

ですから、今お話ししているのは、元気で長生きしましょうと。それから、そういうきれいな花を見て喜んでくれるのであれば、何か若い世代にも関わってもらような仕組みづくりについて、知恵を出していかなければいけないというのが私の責任かなと思います。

岡本議員も今のままではという思いの中でいろいろな提案をされていて、それは、否定するわけでもありませんので、きちんと受け止めた中で、いろいろ調査したり、それから、実際にできるところをやっいていこうとは思っております。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 若い世代が引き継いでくれれば、それは本当にいいことなのですけれども、商店街のほうがかえって高齢化率が高いのです。なかなか植えて

も、ここに植えたらいつも楽しみにして世話してくれるという方がいなくなったりして、やはり難しい問題だなというのは、私はかえって商店街から感じたりしているのです。

例えば、どういう地域がどういうものを欲しがっているかとか、これからもう無理だとか、そういうことがあれば、また、いろいろ宿根草にするとか何かを考えるのかもしれない。ですが、私は、ある程度、モデル地区をつくったりして試行錯誤を試みるのもいいのではないかと考えています。

先ほどガーデニングの話をしましたけれども、ガーデニングのための雇い人がいるというぐらい、そういう世界だということも分かっています。花を植えているのを見たら、似たような花を植えているなどか、これならやれないこともないのではないかなとか、結構そういう番組は見たりしているのですけれどもね。

私が心配し過ぎなのかもしれませんけれども、町長は、若い世代に向けて、美幌の美化について今後もっとアピールしていく。本当に日本はきれいだ、どこまでもきれいだ、美しくごみもないということが観光の大きな目玉になっているということですけれども、今後も町長は若い世代にも声をかけていくという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） そのとおりでございます。

今、若い世代の方々が、日曜大工とか、そういうことに非常に興味を持っています。私の知っている方も大きくはないのですけれども、プランターとか、そういうことで、家族で花を植えたりという方も増えているのです。

ですから、関わるチャンスとか、そういう仕組みづくりを皆さんといろいろ考えながらやっいていかないと。ただ、本当に高齢

の方が全部背中に背負うということにはならないというか、やはり、そういう努力はしっかりやらなければならないという気持ちを、私は持っております。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） それでは次に、公園の再質問に入っていきます。

答弁の中では、1人当たりの公園の整備面積は都市計画の区域内で51.8平方メートルで、国の基準が10なのに51.8あり、大きく上回っているということですが、これはきっと人口で割り返していると思うのです。

これは、いつの人口を使っているのか、分かれば教えてください。

○議長（大原 昇君） 建設課長。

○建設課長（森口尚博君） 御答弁させていただきます。

これは、緑の基本計画策定時に出した数字なのですけれども、平成28年3月31日現在の数値を使用しております。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 平成28年のですか。私が議会に来た頃は、よく委員会や何かの質問で、1人に対して公園が間に合っているのかなんていう質問をした先輩がおりました。そのときから、大体、人口的にはもう間に合っていますよということなのですけれども、これは本当にぜいたくなことで、人口が減少すれば1人当たりの公園面積が非常に増えてくるという。本当に都会から見たらぜいたくなことなので、コロナもありますけれども、せっかくある公園をもっともっと活用したらいいのではないかと、私は思っています。

コロナ禍で、地域の高齢者の集まりがなかなか小さな会館ではできない、月に1回やる食事会がなかなかできない、1年も2年もできないということでした。ですが去

年、公園だったら集まれるのではないかとということで、みんなでカレーライスをつくって、30人ぐらい、ぱらぱらっと集まっていたいただいて、そこで食べないで、つくって持って帰るという行事をやったことがあるのですよね。そのために、PRではないですけれども、道新さんに来ていただいて、取材していただきました。それは、もっと公園を使いましょうとか、コロナ禍でもこういう形なら集まれるのですよということアピールしたいと思っていました。

子供たちは、本当に十分、公園を使っていますけれども、やはり、高齢者が出ていって、座りながら世間話をするとかということがあまりないのではないかと考えています。ですから、もっともっと公園でのんびりしていただくような、せっかくあるものをもっと利用していくような方法が何か取れないかと考えています。

例えば、公園で行事を組むときに、何といっても、雨とかだったら本当に大変なのです。実際に、パーゴラの上にテント、ブルーシートを3枚か4枚かけていただいたのですけれども、様子を見てみますと、やはり、皆さん、80を過ぎて上にテントをかけるということが非常に大変なのです。そういうことをやるようなところから、例えば、そんなに立派なものでなくてもいいから屋根を設置するということは、非常に予算的に高いものではないでしょうか、どうなのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） パーゴラと言われる格子状のものを置いているのですが、それに屋根をかけるというお話はあったのですけれども、屋根をかけたとしても、必ずしも皆さん、多くの人がそこに集えるということは、もともと公園の一つをつくるときの考えとして持っていなかったと思うのです。

ですから、暑い日とか、外に出て楽しむというところの日陰ということを考えて、

それぞれあずまやなどを公園の大きさに合わせてつくってきたと思っています。全部屋根をかければいいのではないかという部分でいけば、それはそうですとなかなか言えないのが今の状況であります。

逆に、パーゴラのいいところは、降雪するところは、雪がどんとかかる分が落ちてくれて、管理的な部分で、あえてそういうものを選んでいる場所もあると聞いていますので、その辺は御理解いただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 公園も、よく使われる公園とあまり使われない公園というのがあると思うのですけれども、やはり、ウッディーパークなんかは、保育園の子たちや遠足の人がかかり来ていたり、一時はにわか雨で大騒ぎしている様子も聞いたりしました。全部にかけるというわけではないのですけれども、本当に、三つか四つかけていただければ、30人近くがその下で何かできるのではないかと思います。せっかく私たちは本当に十分ぜいたくなところで暮らしていると思えますので、地域、住民の方で公園を利用する方の話を聞いていただいたりしながら、もっともっと活用していただくような施策が必要かなと思えます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 昇君） これで、8番岡本美代子さんの一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、11時5分といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時 5分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 議案第10号から 議案第20号まで

○議長（大原 昇君） 日程第3 議案第10号美幌町基金条例の一部を改正する条例制定についてから議案第20号令和5年度美幌町病院事業会計予算についてまでの11件を議題といたします。

順次、提案者から説明を求めます。

説明に当たっては、簡潔に要点を得た説明を願います。説明者は着席のままでの説明を許します。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） それでは、令和5年度関連議案につきまして、順次、御説明を申し上げます。

なお、議長からお許しをいただきましたので、恐れ入りますが、新年度関連の議案につきましては、着座にて御説明をさせていただきますと存じます。

議案書の180ページになります。

議案第10号美幌町基金条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町基金条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の6ページをお開き願います。

資料3、議案第10号関係。

美幌町基金条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、役場庁舎改築事業の完了に伴い、本年3月31日をもって役場庁舎改築基金の全てを処分することから、条例の一部を改正するものであります。

改正内容でございますが、設置する基金を定めた第2条について、第13号の役場庁舎改築基金を削除し、文言を整理いたします。

なお、役場庁舎改築基金の基金残高1億7,837万円につきましては、役場庁舎改

築事業で借り入れた起債の償還に充てるため、その全額を減債基金へ積立ていたします。

参考資料の7ページ以降に条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

根拠法令は、地方自治法。

施行日は、令和5年4月1日になります。

以上、議案第10号につきまして御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 議案の181ページになります。

議案第11号児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上げます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の9ページをお開き願います。

資料4、議案第11号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的でございますが、昨年9月に静岡県で発生いたしました送迎用バス内の園児置き去り事故を受けまして、利用乳幼児等の所在確認及び安全装置の設置義務を定めたこどものバス送迎・安全徹底プランに基づき、送迎に当たっての安全管理規定を加えるものでございます。

改正内容であります。利用乳幼児等の通園、園外活動のための自動車運行規定がある美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、所在確認、安全装置の装備に関する規定を追加、美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、所在確認に関する規定を追加

するものでございます。

なお、参考資料10ページ、11ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照いただければと思います。

根拠法令等は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準で、施行日は令和5年4月1日、ただし、経過措置といたしまして、ブザー等の安全装置につきまして、所在見落とし防止の代替措置を講ずる場合におきましては、令和6年3月31日までの設置義務が延長可能となっております。

以上、御説明いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） それでは、議案書の183ページになります。

議案第12号美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の12ページをお開き願います。

資料5、議案第12号関係。

美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金について、額の引上げを行おうとするものでございます。

改正内容でございますが、出産育児一時金の基本額について、これまでの40万8,000円から48万8,000円に8万円引き上げる改正を行おうとするもので、産科医療補償掛金加算額と合わせた支給総額については、42万円から50万円となるものでございます。

なお、参考資料13ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照いただ

ければと思います。

根拠法令は、健康保険法施行令。

施行日は、令和5年4月1日でございます。

以上、議案第12号について御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の184ページになります。

議案第13号令和5年度美幌町一般会計予算について御説明を申し上げます。

別冊の令和5年度各会計予算書を御覧いただきたいと思ひます。

予算書の9ページをお開き願ひます。

令和5年度美幌町一般会計予算。

令和5年度美幌町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ118億8,926万9,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為により御説明いたします。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債により御説明いたします。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25億円と定める。

それでは、債務負担行為から御説明いたしますので、15ページをお開き願ひます。

第2表、債務負担行為でございます。

1段目の戸籍情報システム借上料は、戸籍の管理及び身分公証等を正確かつ迅速に行うため、戸籍情報システムの機器更新に係る借上料であります。期間は令和5年度から10年度まで、限度額は1,179万1,000円です。

2段目の公営住宅等借上料は、平成15年度から借り上げてございます公営住宅3棟につきまして、借り上げの期間20年が令和5年度中に満了することから、再度、公営住宅として借り上げを行うものであります。期間は令和5年度から15年度まで、限度額は2億639万6,000円です。

3段目の公営住宅整備事業（旭団地）は、仲町団地の建て替えに先立ち、現入居者の仮居住先として建設する旭団地7号棟建設に係る実施設計委託料になります。期間は令和5年度から6年度まで、限度額は3,154万7,000円です。

最後に、4段目のリリー山スキー場リフト電動機等交換修繕料は、平成14年度の整備から20年を経過し、機材等の老朽化が進んでいることから、リフト電動機等の機器を更新するものであります。期間は令和5年度から6年度まで、限度額は7,986万円になります。

次に、地方債について御説明しますので、16ページを御覧いただきたいと思ひます。

第3表、地方債でございます。

1段目の医療従事者就業支援等補助事業は、医療従事者を確保するため、町内の医療機関等に就職される方に対し、住宅準備及び就業支援に係る補助金を交付する事業で、その財源を地方債に求めます。限度額は810万円、起債の種類は過疎対策事業債で、充当率は100%、元利償還金の70%が普通交付税により財政措置されません。

2段目の水道施設等耐震化事業は、水道事業会計において、日並浄水場の耐震補強

工事、基幹管路（送水管）の更新工事を行うもので、国庫補助残の4分の1を一般会計からの出資金で措置するため、その財源を地方債に求めます。限度額は3,340万円、起債の種類は一般会計出資債で、充当率は100%、元利償還金の50%が普通交付税により財政措置されます。

3段目の第Ⅳ期埋立処分場施設整備事業は、令和8年10月の供用開始に向け、次期埋立処分場の実施設計を行うもので、その財源を地方債に求めます。限度額は3,910万円、起債の種類は過疎対策事業債で、充当率は100%、元利償還金の70%が普通交付税で財政措置されます。

次の農業生産基盤整備事業は、豊高第2、田中第2、中央美和地区における道営土地改良事業について、地元負担分の財源を地方債に求めるものであります。限度額は2,370万円、過疎対策事業債の申請を予定しています。

次の団体営土地改良事業は、基幹水利施設管理経費について、地元負担分の財源を地方債に求めます。限度額は1,520万円、過疎対策事業債の申請を予定しております。

次の木質ペレットストーブ購入促進事業は、40万円を上限にペレットストーブの購入費用の3分の2を補助するもので、その財源を地方債に求めます。限度額は200万円、過疎対策事業債の申請を予定しています。

次の特定間伐等促進対策事業は、公共造林事業の植栽に要する経費のうち、町が事業費の26%を補助する場合、16%が北海道から補助されますので、残る10%分について、その財源を地方債に求めます。限度額は1,420万円、起債の種類は一般補助施設整備等事業債で、充当率は100%、元利償還金の30%が特別交付税により財政措置されます。

次の町内消費喚起プレミアム商品券発行事業は、町内経済の活性化と子育て世帯の

生活支援を目的にプレミアム商品券を発行する事業で、その財源を地方債に求めます。限度額は840万円、過疎対策事業債の申請を予定しております。

下から2段目の商店街街路灯LED化事業は、桜通と有楽通の街路灯24基をLED化する事業で、その財源を地方債に求めます。限度額は1,510万円、起債の種類は脱炭素化推進事業債、充当率は90%、元利償還金の50%が普通交付税により財政措置されます。

一番下の町道整備事業は、国庫補助事業の補助残と町単独で実施する町道路線の整備につきまして、その財源を地方債に求めるもので、限度額は1億9,530万円であります。起債は、過疎対策事業債の申請を予定しております。

続いて、17ページの1段目になります。

除雪トラック整備事業は、平成14年に購入した除雪トラックの更新に要する財源を地方債に求めるもので、限度額は4,640万円であります。起債の種類は辺地対策事業債、充当率100%、元利償還金の80%が普通交付税により財政措置されます。

2段目の緊急浚渫推進事業は、河川の氾濫被害を未然に防ぐため、黒瀬川や駒生川などのしゅんせつ工事を行うもので、その財源を地方債に求めます。限度額は4,500万円、起債の種類は緊急浚渫推進事業債、充当率は100%、元利償還金の70%が普通交付税により財政措置されます。

3段目の住宅リフォーム促進補助事業は、30万円以上のリフォーム工事を対象に費用の20%を補助するもので、その財源を地方債に求めます。限度額は3,460万円、過疎対策事業債の申請を予定しています。

次の公営住宅整備事業は、先ほど債務負担行為で御説明した旭団地7号棟建設に係

る実施設計委託料について、その財源の一部を地方債に求めます。限度額は300万円、起債の種類は公営住宅建設事業債で、充当率は100%になります。

次の美幌小学校体育館照明、その下の美幌中学校校舎照明、その下の北中学校校舎等照明、以上3件のLED化事業につきましては、いずれも照明設備をLEDへ交換する事業で、その財源を地方債に求めるものであります。限度額はそれぞれ記載のとおり、起債の種類は脱炭素化推進事業債になります。

次のトレーニングセンター等耐震化事業は、トレーニングセンター及び管理棟の耐震補強に係る実施設計について、その財源の一部を地方債に求めます。限度額は950万円、過疎対策事業債の申請を予定しています。

下から2段目の町営球場照明LED化事業は、柏ヶ丘野球場の照明設備をLEDへ交換するもので、その財源を地方債に求めます。限度額は6,730万円、脱炭素化推進事業債を申請する予定であります。

最後に、臨時財政対策債、限度額は8,538万7,000円になります。

臨時財政対策債は、地方交付税の不足分の一部を地方債へ振り替える制度で、充当率は100%、元利償還金の全額が後年度に普通交付税にて財政措置されることとなります。

以上のとおり、令和5年度に借入れを予定する地方債の総額は7億798万7,000円となります。

それでは、歳出から御説明いたしますので、予算書の82、83ページをお開き願います。

3、歳出になります。

1款議会費、予算額は8,208万7,000円であります。

1項、1目議会費、1、議会運営事務につきましては、議会議員の活動に係る経費、議会事務局の運営に要する経費を計上

してございます。

続いて、84、85ページになります。

2款総務費、予算額は10億8,108万8,000円、前年度から1億8,277万5,000円の増額計上になります。

1項総務管理費、1目一般管理費の3、秘書渉外事務、3行目の特別旅費であります。こちらは、友好姉妹都市提携25周年を記念して、ニュージーランド・ケンブリッジを訪問する町長の旅費として64万4,000円を計上しております。

86、87ページになります。

下段の2目広報広聴費、1、広報事業は、次の88、89ページを御覧願います。

業務等委託料の1行目になります。

美幌町PR動画作成委託料は、町制施行100周年を機に美幌町の魅力を広く発信するためのPR動画の作成経費といたしまして121万円を計上してございます。

次に、3目の財政・会計管理費、1、財政管理事業、業務等委託料の財務会計システムプログラム改修委託料220万円につきましては、インボイス制度の導入に伴うシステム改修経費になります。

2、会計管理事業の手数料88万8,000円でございますが、こちらは、本年4月から新たに金融機関の窓口収納手数料を負担するため、前年度から79万4,000円の増額となります。

下段の4目財産管理費につきましては、次の90ページ、91ページを御覧いただきたいと思っております。

中段の2、町有財産管理事業、工事請負費、旧ゆうあいセンター解体除却工事1億499万5,000円は、新町1丁目の旧ゆうあいセンターを解体するための工事費で、除却後の跡地は国保病院の駐車場として利用する予定であります。

旧役場別館改修工事につきましては、後ほど工事関係参考資料により、副町長から工事概要について御説明いたします。

車両の1,045万円につきましては、公用車2台の更新費用になりますが、うち1台は電気自動車を購入いたします。

負担金の1行目、北海道市町村入札参加資格共同審査負担金は、入札の参加資格を審査する事務について、道内の市町村で共同処理する費用として24万8,000円を負担するものであります。

次に、92、93ページ、5目の企画費になります。

1、政策推進事業につきましては、移住促進、空き家対策、ふるさと寄附金、町制施行100周年記念事業に要する経費など、総額で4億4,129万3,000円を予算計上してございます。

100周年の記念事業に係る経費といたしましては、7月1日の土曜日、町民会館びほーるにおいて開催する式典や、同日、3階中ホールで開催する懇親会の経費など、383万1,000円を計上してございます。

業務等委託料の下から2行目になります。

移住相談拠点施設運営等業務委託料1,449万8,000円につきましては、みどりの村敷地内において4月1日にオープンするワーキングスペースの運営を事業者へ委託する経費になります。移住相談をはじめ、サテライトオフィスとして利用される企業や、コミュニティスペースの利用を通じ、様々な人が交わり、新たな交流が生まれるよう、事業の推進に努めてまいります。

ふるさと寄附金につきましては、令和5年度の寄附総額を4億円と見込み、募集受付業務や特設サイトの管理経費、積立金などを予算措置してございます。

下段の補助金の1行目、UIJターン新規就業支援事業補助金につきましては、事業内容を拡充し、令和5年度は360万円を計上いたします。この事業は、東京圏から就業のために移住される場合、1世帯に

100万円、単身世帯には60万円を交付する制度であります。新年度は、18歳未満の子供が移住する場合、子供1人につき100万円を加算して交付いたします。

補助金の空家等除却事業補助金でございますが、こちらについては、不良住宅の判定要件を緩和し、兼用住宅を補助対象に加えるなど、事業内容の一部を見直しいたします。新年度は、除却の申請を6件、新築に伴う除却の申請を2件と見込みまして、500万円を予算計上してございます。

空家利活用事業補助金につきましては、空き家を活用した移住体験住宅の整備を1件と見込みまして、500万円を計上いたします。これまでは補助対象者を町内に限定しておりましたが、新年度は町外の個人または法人も対象といたします。

次に、94、95ページ、3、広域連携事業になります。

負担金の3行目、オールオホーツク魅力発信委員会負担金は、管内18市町村とオホーツク総合振興局が連携し、オホーツク地域の魅力発信に取り組もうとするもので、本町が負担する16万2,000円を予算計上いたします。

次に、5、国際交流事業、特別旅費の62万4,000円と負担金、友好姉妹都市交流事業負担金320万3,000円につきましては、ニュージーランド・ケンブリッジを訪問するための経費になります。

友好姉妹都市提携25周年を記念して、より一層の友好関係を築くため、秋をめどに訪問団を派遣できるように準備を進めてまいります。

次に、6目の辺地対策費、1、生活バス路線等維持事業、業務等委託料の3行目、デマンドバス運行業務委託料は、実証運行の申込みバスもーびーを本年4月から本格運行するための費用として759万3,000円を計上してございます。

次に、96、97ページになります。

7目の交通安全費、1、交通安全対策推

進事業、5行目の消耗品費814万2,000円のうち734万6,000円につきましては、自転車用ヘルメットの購入経費を計上しております。本年4月から自転車用ヘルメット着用の努力義務が18歳から全年齢へ拡大されることから、自転車に乗車する機会が多い小中学生に対し、自転車用ヘルメットを無償配付いたします。

続いて、8目の住民活動推進費、1、住民活動推進事業、庁用備品88万3,000円は、地域集会室のストーブ5台を更新する経費になります。

負担金の2行目になります。

手作り出店実行委員会負担金は、ふるさと祭りが第30回の節目を迎えること、町制施行100周年の記念の年でもあることから、イベント内容の充実を図るため、200万円を増額し、380万円を計上しております。

続いて、98、99ページになります。

補助金の一番下になります。

びほろの活力共創事業補助金は、町民が主体的に取り組むまちづくり活動に対し、事業費の一部を助成する制度であります。但し、新年度は、継続事業を4件、新規事業を5件と見込み、総額380万円を予算措置いたします。

下段の10目電算管理費、1、電算システム事業につきましては、次の100ページ、101ページになります。

業務等委託料の一番下になります。

DX対策業務委託料1,569万3,000円は、美幌町DX推進計画に基づき、行政機能の強化とデジタル化を進めるための経費になります。

主な内容であります。自治体情報システムの標準化、共通化に向けた作業を進めるとともに、各部署が使用している地図情報をデータ化し、業務の効率化を図ってまいります。

次に、11目の諸費、1、防災対策事業、6行目の消耗品費345万2,000円

はパーテーション50台などの購入費用を、下から5行目の機械器具250万3,000円はジョイントスクリーン50台の購入費用をそれぞれ計上してまいります。

102、103ページになります。

2、駐屯地強化充実推進事業、負担金の1行目、陸上自衛隊美幌駐屯部隊充実整備期成会負担金は、即応機動連隊へ改編される部隊の活動を側面から支援するための活動経費として380万円を予算措置いたします。

下段の2項徴税费、1目税務徴税费、1、町税等課税事務、業務等委託料の3行目になります。

固定資産路線価評価業務委託料1,237万5,000円につきましては、令和6年度の評価替えに向け、路線価の評価に要する経費を計上してまいります。

104ページ、105ページになります。

上から3行目の庁用備品291万2,000円につきましては、確定申告で使用するパソコン10台の購入費用になります。

下段の3項、1目戸籍住民基本台帳費、1、戸籍住民基本台帳事務は、次の106、107ページをお開き願います。

4行目の庁用備品41万6,000円は、パスポート用交付窓口端末機の更新費用になります。

次の4項選挙費、中段の2目知事及び道議会議員選挙費291万2,000円は、4月9日に執行される北海道知事及び北海道議会議員の選挙に要する経費になります。

下段の3目町長及び町議会議員選挙費2,109万9,000円は、4月23日に執行される美幌町長及び美幌町議会議員の選挙に要する経費になります。

次に、108、109ページ、中段から下、5項、1目統計調査費です。

1、統計調査事業につきましては、住宅・土地統計調査などの経費として111

万4,000円を計上しております。

110ページ、111ページになります。

6項、1目の監査委員費、1、監査事務につきましては、監査委員の活動に要する経費として203万5,000円を計上しています。

続いて、112、113ページになります。

3款民生費、予算額は26億4,635万2,000円になります。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、1、社会福祉推進事業、補助金の5行目、ボランティアポイント事業補助金38万7,000円は、社会福祉協議会が実施するボランティア事業に対する一部助成になります。

下段の2目社会福祉施設費、1、コミュニティセンター維持管理事業は、次の114、115ページになります。

中ほどの機械器具66万円につきましては、施設管理で使用する除雪機1台の購入費用になります。

下段の3目高齢者福祉費、1、高齢者福祉推進事業の2行目、事務事業協力報償は、身寄りのない方が亡くなられた際の葬祭経費として63万3,000円を予算措置しています。

次に、116、117ページになります。

一番上の機械器具は、自治会たすけあいチームに貸与する除雪機3台を購入する費用として198万円を計上しています。貸与する除雪機を現行の21台から24台へ増やし、高齢者宅の間口除雪の支援に努めてまいります。

補助金の3行目になります。

介護従事者確保対策事業補助金300万円につきましては、介護施設に従事する担い手を確保するため、事業を拡充いたします。

内容であります、20万円を上限に、

住宅準備補助金を交付しておりますが、介護福祉士と介護支援専門員に加え、新年度からは、対象職種に社会福祉士や社会福祉主事などを追加いたします。また、就職から1年を経過するごとに最長で3年間、職種に応じて10万円または20万円を新たに就業支援金として交付いたします。

なお、就業支援金につきましては、本年4月以降に就職される方が対象となりますので、予算計上は令和6年度以降となります。

二つ下の福祉車両購入事業補助金152万4,000円につきましては、福祉車両を購入する介護事業所に対する北海道の間接補助になります。

次に、2、在宅福祉事業、業務等委託料の2行目になります。

緊急通報装置運營業務委託料307万7,000円につきましては、家庭内の事故を防ぐため、希望される世帯に緊急通報装置を設置しておりますが、新年度からは一部業務を委託し、高齢者の安否確認の安定化と業務の効率化を図ってまいります。

中ほどになります。

扶助費、住宅改修費助成は、介護保険制度の対象外となる世帯に対し、手すりの設置や段差解消などの改修費用を町が助成するもので、90万円を計上しております。新年度は、対象工事費を現行の10万円から20万円に増額し、助成額につきましても9万円から最大18万円へ拡充いたします。

次に、118、119ページになります。

下段の5目障害福祉費、1、障害福祉事業は、次の120ページ、121ページを御覧願います。

業務等委託料、障がい福祉計画アンケート調査委託料44万円につきましては、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の策定に向けたアンケート調査費用になります。

次に、122、123ページになります。

中段の2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、1、児童福祉事務、業務等委託料の1行目、子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査集計等業務委託料275万円につきましては、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、子育て世帯のニーズの把握と分析を行う経費になります。

続いて、124、125ページになります。

一番上の結婚新生活支援事業補助金は、事業内容を拡充し、新年度は540万円を計上いたします。

内容であります、住宅費用や引っ越し費用を助成し、新婚世帯の経済的な負担軽減を図る事業になりますが、新年度は、所得要件を400万円から500万円に緩和いたします。また、夫婦ともに39歳以下の世帯に対し、30万円が交付されますが、夫婦ともに29歳以下の場合は補助金を60万円に増額し、少子化対策を強化してまいります。

2、子ども発達支援センター運営事業、中段から下の庁用備品18万4,000円は、療育訓練・療育指導用のパソコン1台を購入する経費になります。

126、127ページは、前年度から大きな変更はございません。

128、129ページになります。

下段の3目児童措置費、1、児童手当支給事業は、中学生以下の児童を養育する世帯に支給する児童手当の経費といたしまして、1億7,309万1,000円を予算措置してございます。

続いて、130ページ、131ページ、4款衛生費になります。

予算額は11億6,852万4,000円あります。

1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、1、保健衛生推進事業、補助金、医療従事者就業支援金810万円につきましては、

町内の医療機関等に就職する医療従事者に対する支援金になります。

住宅準備補助として20万円を上限に交付するほか、就業から1年を経過ごとに25万円を最長3年間、支援金として交付いたします。

このページの下段の4、広域事務組合負担事業、美幌・津別広域事務組合負担金は、後ほど予算参考資料により、副町長から内容を御説明いたします。

次に、132、133ページになります。

2目予防費、1、感染等予防対策事業、補助金の1行目、飲用水浄水装置設置事業補助金45万円につきましては、水道未普及地区に居住される妊婦、ゼロ歳児の世帯を対象としておりましたが、新年度は水道未普及地区の全ての世帯を対象といたします。

飲用水水質検査助成金につきましても対象世帯を拡大し、飲用水の水質検査料金の4分の3について助成いたします。

その下の飲用井戸等整備事業補助金は、新規事業になります。

水道未普及地区に飲用井戸を整備する際の費用につきまして、補助率2分の1、100万円を上限に助成するものであります。

次に、3、母子保健事業、業務等委託料の一番下になります。

産後健診・産後ケア事業委託料につきましては、卒乳時期における育児相談を実施するなど、事業内容の充実を図ってまいります。

次に、134、135ページになります。

補助金の3行目、出産・子育て応援支援金は、妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を実施するために900万円を予算措置いたします。

妊娠届出時に5万円、出生届出時に5万円、合わせて10万円を交付し、安心して

出産や子育てを行える環境づくりに努めてまいります。

続いて、136、137ページになります。

4目の環境保全推進費、下段になります。

4、二酸化炭素排出抑制対策事業は、2050年までに町内の温室効果ガス排出量の実質ゼロを達成するために必要な経費を予算措置いたします。

各種委員会報償の11万3,000円は、新たに設置する再生可能エネルギー導入戦略検討委員会の委員報償になります。

特別旅費の12万2,000円につきましては、脱炭素に取り組む道内の先進地を視察するための経費になります。

次の業務等委託料、再生可能エネルギー導入戦略策定事業委託料は、地球温暖化防止実行計画（区域施策編）策定に向けた基礎調査費用といたしまして1,000万円を計上してございます。

次に、138、139ページになります。

5目の保健福祉総合センター費、1、保健福祉総合センター管理運営事業、教育備品の247万9,000円につきましては、しゃきっとプラザ3階の運動指導室の器具3台を更新する費用になります。

下段の2項清掃費、1目塵芥し尿処理費は、次の140ページ、141ページになります。

3、ごみ処分場維持管理事業、修繕料につきましては、水処理施設、汚泥脱水機のオーバーホール費用やリサイクルセンターのペットボトル減容機その他プラ減容機などの修繕経費として総額4,461万5,000円を計上しております。

実施設計等委託料の第IV期最終処分場実施設計業務委託料3,917万1,000円につきましては、令和8年10月の供用開始を目指し、新年度は実施設計を進めてまいります。

負担金の1行目になります。

循環型社会形成推進地域計画策定業務負担金につきましては、斜網地区1市4町による広域焼却処理施設の整備に向けた地域計画の策定費用といたしまして、美幌町が負担する240万9,000円を予算計上してございます。

次に、144、145ページ、5款労働費になります。

予算額は2,443万円になります。

1項、1目労働諸費、1、労働対策事業、業務等委託料、季節労働者雇用対策事業委託料は、季節労働者の就労機会を確保するため、道路及び公園の樹木剪定や清掃、公共施設周辺の除排雪などの作業を委託する経費といたしまして、前年度と同額の1,500万円を計上してございます。

続いて、146、147ページになります。

6款農林水産業費、予算額は7億2,739万9,000円でございます。

1項農業費、下段の4目農業振興費は、次の148、149ページを御覧いただきたいと思っております。

中段下の4、農作物原・採種圃設置事業、補助金、農作物原採種圃設置事業補助金につきましては、優良種子を安定的に確保するため、新年度は事業内容を拡充いたします。これまでの農薬代と圃場管理労賃の一部助成に加え、種子用と通常の種代との差額の4分の1を助成するもので、前年度から62万2,000円を増額し、新年度は179万2,000円を計上しております。

下段の6、みらい農業センター管理運営事業は、次の150ページ、151ページになります。

機械器具の109万8,000円につきましては、高収益作物の作付振興を図るため、アスパラ試験栽培用の防除機と耕運機をそれぞれ1台ずつ購入いたします。

下段の5目畜産業費、1、畜産振興事

業、補助金の一番下になります。

乳用牛振興事業補助金につきましては、これまでの性判別凍結精液の購入助成に加え、経産牛の削蹄費用の一部を助成するため、事業内容を拡充してございます。

次に、152、153ページ、3、牧野管理運営事業、施設維持管理等委託料の3行目になります。

美幌峠牧場側溝清掃業務委託料につきましては、管理用道路の側溝に土砂が堆積し、雨水処理に支障を来していることから、清掃業務を委託する経費として171万6,000円を計上しております。

次に、6目の農地費、2、道営土地改良事業につきましては、後ほど予算参考資料により、事業概要について副町長から御説明いたします。

下段の3、団体営土地改良事業、3行目の修繕料5,600万円につきましては、国営かんがい排水事業で整備したリールマシンのオーバーホールなどの費用になります。

続いて、154、155ページになります。

中段の7目みどりの村管理費、1、みどりの村維持管理事業、修繕料につきましては、グリーンビレッジ美幌の浴室の浴槽修繕、東側通路の舗装補修に要する経費として357万4,000円を計上しております。

次の2項林業費、1目林業総務費、1、有害鳥獣対策事業、事務事業協力報償につきましては、有害鳥獣の駆除に係る出勤報償のほか、新年度はヒグマ捕獲用箱わなの管理を猟友会に依頼するため、予算額96万9,000円を計上してございます。

続いて、156、157ページになります。

2、林業推進事業、3行目の消耗品費275万1,000円のうち110万円につきましては、FSC森林認証材を使用した木製品をPRするため、イベント等で配付す

るノベルティーの購入費用になります。

業務等委託料の4行目になります。

カーボンオフセット制度PR用看板作製委託料は、企業の森林づくり事業をPRするため、役場庁舎内に掲示する看板の作製費用として53万円を予算措置してございます。

次に、下段の2目林業振興費、1、治山林道施設整備推進事業につきましては、158、159ページをお開き願います。

上から8行目の車両476万3,000円は、森林管理に必要な人員と資材を輸送するため、森林環境譲与税を活用して作業車1台を購入いたします。

2、民有林振興対策事業、補助金の4行目になります。

森林の担い手支援金は、林業事業体に就職する方に対して、1年経過ごとに職種に応じて12万円から24万円を最長3年間交付する事業で、新年度は3名分の72万円を計上してございます。

その下の林業機械購入補助金は、町内の林業従事者または林業者がチェーンソーなどの小型林業機械を購入する際、その費用の2分の1、20万円を上限に補助するもので、10件分の200万円を計上してございます。

積立金の4,221万9,000円につきましては、令和5年度に交付される森林環境譲与税を基金へ積み立てるための予算計上になります。

次に、3目町有林管理費、1、町有林造林事業、4行目の修繕料は、町有林の造林、保育、伐採に必要な林業機械の修繕経費のほか、作業道を補修する費用として786万9,000円を計上しております。

160ページ、161ページになります。

3行目の機械器具196万7,000円につきましては、GPS測量機器、充電式冷温庫を購入する経費になります。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

再開は、13時といたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） それでは、引き続き、歳出について御説明いたします。

162ページ、163ページになります。

7款商工費、予算額は4億9,332万8,000円であります。

1項商工費、2目商工業振興費、1、商工業振興推進事業、4行目の修繕料1,694万8,000円は、商店街の街路灯をLED照明へ交換する費用で、令和5年度は栄町の桜通20基、北1丁目の有楽通4基、合わせて24基をLED照明にいたします。

補助金の下から2行目になります。

美幌商工会議所創立70周年記念事業補助金は、本年9月に創立70周年を迎える美幌商工会議所に対し、記念誌の作成経費を補助するもので、50万円を計上してございます。

その下の企業立地促進補助金は、町内に工場等を新設または増設する事業者に対して、企業立地促進条例に基づき、補助金を交付するための予算計上になります。新年度は、事業者1者が対象となることから、固定資産税相当額、雇用の増加に対する補助金として390万8,000円を交付する予定であります。

次に、2、商工業活性化促進事業、補助金の3行目になります。

店舗リフォーム促進支援事業補助金は800万円の計上です。店舗リフォームに要する費用の2分の1、100万円を上限に補助する制度ですが、新年度は、補助金の

交付額が100万円に達するまで再度の申請を認めることで、事業内容の一部を見直しいたします。

このページの下段になります。

3、中小企業融資利子補給事業、補助金、中小企業融資利子補給等補助金は、コロナ禍の影響や物価高により厳しい経営環境にある事業者を支援するため、運転資金の融資期間について、現行の7年以内から最長10年以内へと拡充いたします。

次に、164、165ページになります。

3目観光費、1、観光振興事業、負担金の4行目になります。

女満別空港整備利用促進協議会負担金は、2市9町で構成する協議会が取り組む誘客促進支援やツアー造成支援などの事業費に対して本町が負担する132万2,000円を計上しております。

その下の美幌地区3町広域観光協議会負担金は、美幌、津別、大空の3町で推進する屈斜路カルデラ外輪山トレイルルートの整備、維持管理、モニターツアーなどの費用として本町が負担する53万3,000円を計上いたします。

次に、2、観光施設維持管理事業につきましては、8,669万7,000円、前年度から3,400万円余りの増額計上となります。

主な内容であります。美幌峠レストハウスの2階に展示スペースや情報発信スペースを設けるなど、展望休憩室を再整備するための経費として、修繕料や庁用備品など、総額870万6,000円を計上してございます。

また、峠の湯びほろにつきましては、浴室ドームの軒天、サーモシャワー交換などの修繕経費のほか、脱衣室のロッカーを更新するなど、利用者の環境整備を図っております。

166、167ページの上から10行目、交流促進センター維持管理委託料につ

きましては、原油価格高騰の影響を踏まえ、燃料費や電気料を補填するため、前年度から1,750万9,000円を増額し、3,050万9,000円を予算計上しています。

3、観光イベント推進事業、補助金の3行目、夏まつり補助金につきましては、第10回の記念大会であり、町制施行100周年の節目でもあることから、イベント内容を充実するために200万円を増額し、450万円を計上いたします。

168、169ページになります。

8款土木費、予算額は12億4,345万2,000円です。

2項道路橋梁費、2目道路橋梁維持費、1、道路橋梁維持管理事業、4行目の修繕料につきましては、雨水ますや側溝、照明灯などの道路施設、道路舗装などの修繕経費として4,198万5,000円を計上しています。

業務等委託料の4行目、第104号道路実施計画基礎調査業務委託料の550万円につきましては南団地北側の道路整備に向けて、その下の第881号道路代替路検討基礎調査業務委託料の200万円は国道243号と美幌峠牧場を結ぶ道路整備を検討するため、それぞれ調査費を計上しております。

次の170、171ページ、2、道路橋梁補修事業になります。

実施設計等委託料の第60号橋補修実施設計委託料750万円は、都橋地区の橋梁補修に係る実施設計になります。

工事請負費、稲美旭橋補修工事につきましては、後ほど工事関係参考資料により、副町長から工事概要について御説明いたします。

3、除雪対策事業、施設維持管理等委託料、除排雪委託料の8,915万7,000円は民間事業者による一斉除雪5回分などの経費を、その下の車両5,705万円は町直営の除雪ダンプ1台を更新する費用にな

ります。

172、173ページになります。

一番上の5、堤内排水対策事業1,082万6,000円につきましては、河川の増水による浸水被害を防ぐため、網走川と美幌川の各樋門に排水ポンプ及び発電機を設置する経費などを予算措置いたします。

3目の道路橋梁新設改良費、1、道路整備事業及び2、道路改築事業につきましては、後ほど工事関係参考資料により、副町長から工事概要について御説明いたします。

3項の河川費、1目河川総務費、1、河川維持管理事業、2行目の修繕料1,290万円は、町が管理する普通河川の修繕経費を計上しています。

工事請負費につきましては、後ほど工事関係参考資料により、副町長から工事概要について御説明をいたします。

このページの下段の4項都市計画費、1目都市計画総務費、1、都市計画事業につきましては、次のページ、174、175ページになります。

業務等委託料、都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定業務委託料は、平成27年4月に策定した都市計画マスタープランの見直し、立地適正化計画の策定に向けた業務の2年目となります。令和4年度に実施した町民アンケートに続いて、新年度は、企業立地意向調査、準防火地域調査などを進める予定で、所要額として1,717万5,000円を計上してございます。

次に、2目公園維持費、1、公園維持管理事業、業務等委託料の3行目になります。

公園樹木剪定業務委託料200万円につきましては、あおやま南公園の樹木を剪定する費用になります。

下段の5項住宅費、1目住宅総務費、1、建築事業につきましては、次の176、177ページを御覧いただきたいと思います。

補助金の1行目になります。

住宅リフォーム促進補助金であります。この事業は、対象工事費の下限額を50万円から30万円に引き下げ、制度の再利用を可能にするなど、より利用しやすい事業へ見直しをいたします。予算額は3,460万円の計上です。

次の住宅耐震改修補助金90万3,000円につきましても補助制度を拡充し、民間住宅の耐震化を推進してまいります。主な内容であります。新たに耐震診断と耐震設計を補助対象に加え、耐震改修工事費の補助金を現行の30万円から71万3,000円へ引き上げいたします。

次に、2目の住宅管理費の1、公営住宅管理事業、修繕料の1,712万6,000円ですが、旭団地3号棟と4号棟の共同玄関の舗装の補修及び美富団地1号棟のライトコート防水修繕など、町営住宅の修繕経費を計上してございます。

施設維持管理等委託料の一番下、2,706万円につきましては、美富団地5号棟、7号棟に設置のエレベーター制御盤等を更新する費用になります。

工事請負費、南団地共同階段手摺設置工事1,537万8,000円につきましては、南団地の6号棟から10号棟までの階段室11か所に手すりを設置するための工事費であります。

下段の3目住宅建設費、1、公営住宅整備事業につきましては、第2表、債務負担行為で御説明したとおり、仲町団地の建て替えに先立ちまして、現入居者の仮居住先として建設する旭団地7号棟の実設計業務委託料になります。

次に、180、181ページをお開き願います。

9款消防費になります。

予算額は4億3,503万3,000円の計上であります。

1、広域事務組合負担事業につきましては、後ほど予算参考資料により、副町長か

ら内容について御説明を申し上げます。

続いて、182、183ページ、10款教育費になります。

予算額は10億7,894万9,000円、前年度から2億1,028万円の増額であります。

1項教育総務費、下段の3目教育振興費、1、教育振興事業、各種研修等報償の21万6,000円は研修会の講師報償を、特別旅費の47万1,000円は先進地の視察旅費を、いずれも小中一貫教育推進に向けた経費を計上してございます。

続いて、184、185ページ、一番上の庁用備品525万2,000円ですが、こちらは美幌高校生に無償貸与するタブレット端末55台を購入する費用になります。

次の補助金、美幌高等学校教育支援事業補助金1,377万6,000円は、生徒募集と高校の魅力化に向けた取組を強化するため、事業内容を拡充いたします。新年度は、オンライン学習の利用料補助を全生徒へ拡充するほか、新たに模擬試験・検定試験費用を補助するなど、学習環境の充実に取り組んでまいります。また、農業科実習服の支給、部活動の強化支援に取り組むなど、間口確保に向けた取組を強化いたします。

2、学校教育振興事業の中ほどの負担金、8行目の授業改善推進負担金につきましては、教員の指導力向上を図るため、校内研修会や公開授業の開催に係る経費として71万4,000円を負担いたします。

下段の4目学校保健費、1、学校保健事業につきましては、次の186、187ページになります。

上から2行目の機械器具につきましては、小中学校5校に全自動の身長・体重計を整備するため、126万5,000円を計上してございます。

次に、2項小学校費の1目学校管理費、1、小学校管理事業、6行目の修繕料につ

きましては、体育館のバスケットゴール、教室の黒板昇降機の落下事故を防ぐための改修を、また、旭小学校の網戸交換などの経費として総額1,344万2,000円を計上いたします。

業務等委託料732万円につきましては、美幌小学校かしわの木の保全のため、生育に影響を与えている教材園、遊具、外灯、築山を移設する費用になります。

続いて、188、189ページになります。

中ほどの工事請負費588万円につきましては、美幌小学校の体育館をLED照明へ改修するための工事費を計上してございます。

下段の2目教育振興費、1、小学校教材整備事業は、次の190、191ページになります。

一番上の社会科副読本作成業務委託料385万円につきましては、令和6年度版として社会科副読本を改訂するための経費になります。

庁用備品につきましては、ICTを活用した学習環境を整えるため、電子黒板12台を追加で購入するほか、学校図書館で使用するパソコン3台などの購入費用として1,271万4,000円を計上いたします。

下段になります。

3項中学校費、1目学校管理費、1、中学校管理事業は、次の192、193ページになります。

一番上の修繕料につきましては、美幌中学校体育館の床ウレタン塗装、北中学校図書室のカーテン交換などの修繕経費といたしまして552万5,000円を計上いたします。

中段の工事請負費、1行目は美幌中学校の校舎を、2行目は北中学校の校舎及び体育館をそれぞれLED照明へ改修する費用として工事費を計上してございます。

3行目の自転車スタンド設置工事につき

ましては、美幌中学校の自転車置場にスタンドを設置するための経費として196万7,000円を計上してございます。

このページの下段の2目教育振興費、1、中学校教材整備事業は、次の194、195ページになります。

上から7行目の庁用備品805万6,000円につきましては、ICTを活用した学習環境を整えるため、電子黒板9台を追加購入するほか、学校図書館で使用するパソコン2台などの購入費用であります。

教育備品121万1,000円につきましては、美幌中学校の楽器を更新する費用になります。

次に、4項社会教育費、1目社会教育総務費は、次の196、197ページになります。

2、社会教育推進事業の107万5,000円は、社会教育委員や社会教育活動奨励員の活動に要する経費を計上しております。

次に、2目の社会教育振興費につきましては、次の198、199ページになります。

5、芸術文化振興事業、各種行事等報償30万6,000円のうち、11万2,000円につきましては、びほーるで開催する避難訓練コンサートに係る演奏報償になります。

次に、負担金の2行目になります。

芸術文化鑑賞事業負担金は、前年度から150万円を増額し、740万円を計上してございます。

町制施行100周年、びほーるオープン10周年を記念して、札幌交響楽団によるコンサートを企画するなど、芸術文化に触れる機会を設けてまいります。

6、未来のアーティスト応援事業100万円につきましては、青少年の芸術文化に係る全国・全道コンクール大会への参加費を助成するもので、継続事業となります。

下段の3目社会教育施設費、1、町民会

館等管理運営事業、5行目の修繕料は、屋上の防水保護塗装、加湿器の部品交換など、施設の修繕経費として440万8,000円を計上しております。

続いて、200ページ、201ページになります。

中ほどの機械器具339万1,000円につきましては、施設管理と舞台運営の充実を図るために、ワイヤレスマイクなどの備品や機材の購入費用になります。

次に、202、203ページになります。

中段の5目図書館費、1、図書館運営事業、庁用備品の107万6,000円につきましては、町制施行100周年の記念事業といたしまして、図書館で保存している資料展示を行うため、必要な展示パネルを購入いたします。

2、図書館施設維持管理事業につきましては、次の204、205ページになります。

上から10行目の機械器具127万9,000円は、紫外線を照射して除菌する図書消毒機1台の購入費用になります。

下段の6目博物館費、1、博物館運営事業は、第1展示室の改修費用として、消耗品費や印刷製本費、機械器具、業務等委託料など、合わせて495万7,000円を計上しております。主な内容であります。実物資料の展示を増やし、解説パネルを更新するとともに、プロジェクターやスポットライトを新たに設置するなど、美幌町の歴史や文化を学べる空間へと第1展示室をリニューアルいたします。

206、207ページをお開き願います。

中ほどの庁用備品183万7,000円につきましては、本田忠盛様からの御寄附を活用いたしましてカラー複合機1台を購入いたします。

次に、2、博物館活動推進事業は、次の208、209ページになります。

機械器具の32万3,000円は、町制施行100周年を記念した特別展「フィルムで振り返る美幌の歴史」で使用する機材といたしまして、プロジェクターとスクリーンを購入いたします。

下段の5項保健体育費、1目保健体育総務費、1、スポーツ推進事業につきましては、スポーツ推進計画の策定経費として、研修会の講師報償や印刷製本費など、45万4,000円を計上いたします。

次に、210、211ページになります。

中段の2、スポーツ大会開催事業、負担金の2行目になります。

100kmデュアスロン大会負担金につきましては、町制施行100周年の記念大会といたしましてトップアスリートを招聘するために、前年度から60万円を増額し、320万円を計上いたします。

その下のSOMPOボールゲームフェスタ負担金30万円につきましては、日本トップリーグ連携機構が主催する地域密着型のスポーツイベント経費になります。主に小学生を対象に、運動や遊び、団体ボール競技を体験できるイベントであり、現在、5月20日土曜日の開催で準備を進めているところでございます。

次の3、未来のアスリート応援事業につきましては、スポーツに打ち込んでいる子供たちを応援する経費といたしまして、前年度と同額の660万円を計上いたします。

2目体育施設費、1、屋内体育施設維持管理事業は、次の212、213ページになります。

実施設計等委託料、トレーニングセンター等耐震改修工事実施設計業務委託料1,432万2,000円につきましては、施設の耐震改修に向けて、新年度は実施設計を進めてまいります。

教育備品202万9,000円につきましては、トレーニング機器の更新や、競技時

間を表示するデジタルタイマーなどの購入費用になります。

次の2、屋外体育施設維持管理事業、修繕料の8,013万3,000円につきましては、柏ヶ丘公園町営球場の夜間照明LED化に係る費用などになります。

214、215ページになります。

3目の学校給食センター費、1、学校給食運営事業、7行目になります。

賄材料費7,078万7,000円のうち、273万6,000円につきましては、美幌産の食材を使用した給食を提供するための経費になります。

補助金、学校給食費補助金716万円につきましては、多子世帯への子育て支援策といたしまして、第3子以降の給食費を無償化するもので、継続事業となります。

次に、218、219ページをお開き願います。

11款公債費です。

予算額は9億7,345万7,000円になります。

1項公債費、1目元金、1、町債元金償還金は9億3,602万5,000円を計上してございます。

詳細につきましては、予算書の236ページに掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

次に、2目の利子、1、町債利子償還金は3,701万2,000円を、2、一時借入金利子は42万円をそれぞれ予算計上しております。

次に、220ページ、221ページになります。

12款職員給与費、予算額は19億3,417万円の計上であります。

1項、1目職員給与費、1、職員給与支給事務13億958万5,000円につきましては、特別職3名と一般職169名の給料、諸手当、共済費等を計上しております。

予算書の224ページ以降に給与費明細

書を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

次に、2、会計年度任用職員給与支給事務6億2,458万5,000円につきましては、フルタイム116名、パートタイム216名の報酬、給料、諸手当、共済費等を計上しております。

予算書の249ページ、250ページに所属別の職員数を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

222、223ページ、13款予備費の計上であります。

予算額は前年度と同額の100万円であります。

それでは、予算工事関係参考資料及び道営土地改良事業の計画概要、美幌・津別広域事務組合負担金の内訳につきまして、副町長から御説明を申し上げます。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） それでは、主要事業につきまして御説明をさせていただきます。

令和5年度各会計予算参考資料の66ページをお開き願います。

3、道営土地改良事業計画概要、1、水利施設等保全高度化事業であります。

1段目の豊高第2地区であります。

区域は、豊岡、高野で、平成29年度から令和5年度までの継続事業で、事業内容は面整備であります。

令和5年度は、区画整理28.2ヘクタール、暗渠排水5.3ヘクタールを整備し、事業費は1億6,720万円です事業完了予定でございます。

次に、2段目の田中第2地区であります。

区域は、日並、田中、報徳、瑞治で、令和元年度から令和8年度までの継続事業で、事業内容は面整備であります。

令和5年度は、区画整理42.1ヘクタール、暗渠排水19.2ヘクタールを整備し、事業費は1億5,660万円です。

次に、3段目の中央美和地区であります。

区域は、栄森、美和、昭野、美禽の一部で、令和2年度から令和10年度までの継続事業で、事業内容は農業用排水施設と面整備であります。

令和5年度は農業用排水施設698.6メートル、区画整理6.3ヘクタールを整備し、事業費は4億2,710万円でございます。

令和5年度の水利施設等保全高度化事業の事業費は総額7億5,090万円となります。

負担割合につきましては、国が55%、道が28%、地元負担が17%で、地元負担のうち農家負担が7.5%、残り9.5%を道のパワーアップ事業と町で4.75%ずつ負担をするもので、平成27年度から農業経営高度化促進事業による国の補助金を活用することにより、道及び町の負担を一部軽減し、町の負担総額は7億5,090万円のうち約3.15%の2,371万円を予定しております。

次に、同じく参考資料の86ページをお開き願います。

9、広域事務組合、美幌・津別広域事務組合負担金内訳であります。

まず、津別町との負担割合でございますが、総務の議会費、監査委員費、予備費は美幌町と津別町50%で、一般管理費は、令和2年国勢調査の人口割により算出し、美幌町81.04%、津別町18.96%で、前年度と同じ負担割合となっております。

衛生の火葬場、経常費も同じく人口割で算出し、美幌町81.04%、津別町18.96%の負担割合であります。

消防につきましては、消防本部費及び通信指令業務運営費は、人口、世帯、面積、財政、団員割により算出し、美幌町71.29%、津別町28.71%で、前年度より美幌町0.6%の減、津別町0.6%

の増となっております。

次に、通信指令施設管理費及び公債費の通信指令機器移設事業は、美幌町と津別町50%で、前年度と同じ負担割合であります。

また、公債費の消防庁舎改築工事事業につきましては、消防本部及び通信指令施設の面積按分による負担割合となっております。

美幌消防費及び公債費の車両整備事業等につきましては、美幌町100%の負担でございます。

令和5年度広域事務組合の予算額は、下段合計欄の5億1,906万8,000円で、負担割合に基づく美幌町の負担につきましては、4億6,114万6,000円、対前年度比で3.6%の減となっております。

組合の主な事業でございますが、火葬場施設につきましては、火葬炉の耐火物及び誘引排風機並びに火葬炉設備、動力盤更新整備など、火葬炉の稼働に万全を期すとともに、FF式石油暖房機の分解、清掃、整備など、施設環境の維持管理に努めてまいります。

消防関係につきましては、消火活動をはじめ、特殊災害にも迅速に対応するために、空気呼吸器の拡声器つき面体及び化学防護服を整備し、消防活動時の安全確保と災害対応力の充実強化を図ってまいります。

また、北海道消防学校の専科教育課程に職員を派遣し、専門的な知識、技能の習得を図るとともに、北見赤十字病院などで救急救命士の生涯研修を継続し、高度な救命処置の向上に取り組んでまいります。

消防団関係につきましては、北見分会1市4町から8消防団が参加する連合消防演習を美幌町で開催し、消防団の応援体制及び連携強化を図り、大規模災害時の消防活動に万全を期してまいります。

予算参考資料につきましては以上でございます。

います。

次に、予算工事関係参考資料について御説明いたしますので、令和5年度予算工事関係参考資料の2ページをお開き願います。

町有財産管理事業でございます。

旧役場別館改修工事につきましては、網走農業改良普及センター美幌支所の移転受入れに向け、施設整備を行うもので、工事内容は、外壁、内装の修繕及び1階の旧農業委員会執務室に流し台を設置する給排水設備の改修を行い、1階の一部を実験室、2階を執務室として使用できるように整備するものであります。

また、図書館側の石塀及び前庭の立ち木を撤去して砂利敷設を行い、大型車両の搬入や簡易洗浄を可能とするスペースを確保するほか、北側に車両4台分の車庫と西側に物置を設置するものであります。

なお、内装修繕及び流し台設置箇所につきましては3ページの図面を御参照願います。

工事費は1,218万8,000円を計上しておりますが、整備に要した費用は、北海道が分割により賃借料として負担いただく予定としております。

次に、4ページをお開き願います。

道路橋梁補修事業でございます。

図面番号①第120号道路稲美旭橋は、稲美、西島様北側の美幌川と駒生川合流点に架かる橋長39.4メートルの橋梁であります。

本事業は、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁補修事業で、床版、橋台のひび割れ補修、支承部沓座のモルタル補修、伸縮装置の部分補修を行い、令和5年度の完了を予定しております。

工事費は2,534万円を計上しており、財源は、国庫補助金として道路メンテナンス事業補助金、補助率10分の6、補助残は過疎対策事業債で、充当率100%、うち後年度元利償還金の70%が交付税措置

されるものを活用した整備を予定しております。

続いて、5ページをお開き願います。

道路整備事業でございます。

図面中央右側の図面番号①第9号道路は、三橋町1丁目、三星運輸株式会社様給油所の北側からセイコーマート美幌稲美店様向かい側までの西側歩道幅員3.5メートル、延長291メートルの歩道改良を予定しております。

次に、図面中央の図面番号②第107号道路は、しゃきっとプラザ駐車場入り口から魚無川までの車道幅員5.5メートル、片側歩道幅員2.0メートル、延長115メートルの改良舗装を予定しております。

次に、ただいま御説明の地図番号②の上部、地図番号③第214号道路は、美幌消防署から栄町2丁目、レジデンス宮田様までの車道幅員5.5メートル、延長172メートルの舗装を予定しております。

最後に、図面上部の地図番号④第532、533号道路は、報徳陽光台団地内、日並様宅前から岡本様宅前の丁字交差点まで、車道幅員6.0メートル、歩道幅員両側とも2.0メートル、延長131メートルの改良舗装と丁字交差点を左折し、山田様宅前まで車道幅員5.5メートル、歩道幅員両側とも1.25メートル、延長60メートルの改良舗装を予定しております。

ただいま御説明いたしました4本の道路整備事業の工事費につきましては、1億3,500万円を計上しており、いずれも過疎対策事業債、充当率100%、うち後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものを活用した整備を予定しております。

続いて、6ページをお開き願います。

道路改築事業であります。

図面番号①第112号道路は、令和4年度から2か年計画で総延長212.6メートルの改良舗装工事を実施しており、令和5年度は、新町3丁目、みうら塗装様から新町道管住宅に向かい、車道幅員8.0メート

ル、歩道幅員両側とも2.5メートル、延長99.1メートルの改良舗装を行い、事業完了の予定でございます。

工事費は5,000万円を計上しており、財源内訳は、国庫補助金として社会資本整備総合交付金、補助率10分の6、補助残は過疎対策事業債、充当率100%、うち後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものを活用した整備を予定しております。

続いて、7ページをお開き願います。

河川維持管理事業であります。

図面上部にあります地図番号①黒瀬川であります。

報徳、峯様圃場脇の河川しゅんせつ、延長130メートルを予定しております。

次に、図面中央部、地図番号②駒生川でございます。

駒生、藤本農園様入り口から上流に向かって延長500メートルの河川しゅんせつを予定しております。

次に、図面下部にあります図面番号③につきましては、豊幌川の吉田様圃場と川原様圃場に近接する沈砂池2か所、あやめ沢川の石川様圃場と高橋様圃場に近接する沈砂池2か所、旭沢川、大西様圃場に近接する沈砂池1か所の合計5か所の沈砂池しゅんせつを予定しております。

工事費は4,500万円を計上しており、財源内訳は緊急浚渫推進事業債、充当率100%、うち後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものを活用した整備を予定しております。

以上、主要事業につきまして御説明申し上げました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） それでは、続いて、一般会計予算の歳入について御説明をいたします。

各会計予算書の24、25ページをお開きいただきたいと思っております。

2、歳入でございます。

1款町税につきましては、前年度から8,668万円の増、総額で22億6,754万円を計上してございます。

1項町民税、1目個人町民税は、給与所得の上振れを見込みまして5,829万8,000円の増、9億368万3,000円を計上しています。

2目の法人町民税は、新型コロナウイルス感染症の影響により、建設業、卸売・小売業の均等割及び税割の減少を見込み、1,024万5,000円の減、1億871万6,000円を計上しています。

2項、1目固定資産税につきましては、主に非木造家屋の増加により2,050万4,000円の増、8億8,900万円の計上になります。

下段の4項、1目町たばこ税につきましては、販売数量の増加に伴い、1,080万9,000円の増、1億7,063万8,000円を計上いたします。

次に、26、27ページ、2款地方譲与税であります。

予算計上額は総額で1億8,319万6,000円になります。

1項の地方揮発油譲与税はガソリンに対して課される税で、地方揮発油税の42%が市町村に交付されますが、3,748万5,000円を見込んでございます。

2項の自動車重量譲与税は、自動車重量税の一部が道路延長及び面積に基づいて譲与されるもので、1億330万5,000円を見込んでおります。

4項の森林環境譲与税は、地球温暖化と山地災害を防止するため、市町村が実施する森林整備事業に対して譲与されるもので、4,220万4,000円を計上しています。

次に、28、29ページになります。

3款の利子割交付金につきましては、預貯金の利子等に課税される道民税利子割の一部が市町村に交付されるもので、78万

1,000円を計上いたします。

次に、30ページ、31ページ、4款の配当割交付金につきましては、個人に係る株式の配当の一部が市町村へ交付されるもので、1,297万2,000円を計上しております。

続いて、32、33ページになります。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、所得税において源泉徴収を選択した特定口座における株式等の譲渡所得に対し、その一部が交付されるもので、予算計上額は978万2,000円でございます。

続いて、34、35ページ、6款法人事業税交付金になります。

こちらにつきましては、令和元年10月の消費税率引上げに伴い、地域間の税源の偏在性を是正するため、北海道に納付された法人事業税の一部が市町村に交付されるもので、予算計上額は2,601万1,000円になります。

続いて、36、37ページ、7款地方消費税交付金であります。

こちらは、地方財政計画における交付金の増額を勘案し、前年度から約2,000万円の増額となる5億4,462万7,000円を計上しております。

内容であります。消費税につきましては、地方消費税と合わせた税率が平成26年4月に5%から8%へ引上げとなり、その後、令和元年10月には現行の10%へ引上げになってございますが、引上げ分の地方消費税交付金につきましては、その全額を社会保障経費へ充てることになっております。

予算書参考資料の87ページにその用途を明示しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

次に、38、39ページ、8款自動車取得税交付金になります。

こちらは、過年度分の交付を想定した科目設定になります。

40ページ、41ページ、9款環境性能

割交付金につきましては、令和元年10月の消費税率10%の引上げに伴い、自動車取得税が廃止され、新たに創設された交付金になりますが、新年度は973万8,000円を見込んでございます。

次に、42、43ページ、10款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、自衛隊の基地が所在する市町村に対して交付されるもので、新年度は30万円の計上になります。

続いて、44、45ページ、11款、1項の地方特例交付金につきましては、個人住民税における住宅借入金特別控除につきまして、市町村の減収分を補填するために交付されるもので、712万8,000円を見込んでございます。

2項の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新たに設備投資する中小事業者に対し、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税を軽減することで生じる市町村の減収分を補填するため、交付されるもので、予算計上額は202万6,000円を見込んでございます。

次に、46、47ページになります。

12款地方交付税につきましては、42億円の交付を見込んでおります。

地方交付税につきましては、地方公共団体が全国ひとしく行政サービスを提供できるよう、財源調整及び財源保障の観点から、一定のルールに基づき国から交付される財源になります。

令和5年度の地方財政計画におきましては、交付税の原資となる国税4税のうち、所得税を除く3税の増加が見込まれるとともに、地方法人税及び前年度繰越金の加算が行われたことにより、出口ベースにおいては前年度を1.7%上回る総額が確保されているところであります。

このため、美幌町に交付される地方交付税につきましては、前年度から1億3,000万円の増額、42億円を見込み、計上し

たところでございます。

次に、48、49ページ、13款の交通安全対策特別交付金になります。

こちらは、交通違反の反則金から事務費を除いた額が、交通事故の発生件数や道路延長などに基つき市町村に交付されるもので、新年度は193万5,000円を見込んでございます。

50ページ、51ページになります。

14款分担金及び負担金であります。予算計上額は8,937万9,000円になります。

1項の分担金は、道営土地改良事業などの分担金でございますが、事業量が減少することに伴い、前年度から312万2,000円の減額計上となります。

2項の負担金につきましては、保育園児、発達支援児童数の減少に伴いまして、前年度から415万9,000円の減額計上となります。

次に、52、53ページ、15款使用料及び手数料になります。

予算計上額は総額で2億7,186万5,000円でございます。

主な増減理由といたしまして、1項使用料、5目土木使用料、4節の住宅使用料につきましては、入居者の減少に伴う町営住宅使用料の減額を見込んでございます。

次に、54、55ページ、2項の手数料、2目衛生手数料、2節の清掃手数料につきましては、直接搬入ごみの増加に伴うごみ処理手数料の増額を見込んでおります。

次に、56、57ページ、16款国庫支出金であります。

国の制度や事業の実施に伴う負担金、補助金及び委託金になりますが、新年度は総額で8億9,129万3,000円を見込んで予算計上してございます。

主な内容であります。2項国庫補助金、3目の衛生費国庫補助金、1節の保健衛生費補助金のうち、説明欄の4行目、出

産・子育て応援交付金につきましては、妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を目的とした補助金で、事業費の3分の2、601万8,000円の交付を見込んでおります。

その下の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金は、再生可能エネルギー導入戦略を策定する経費について、その4分の3、750万円を見込んでの計上であります。

下段の7目教育費国庫補助金については、次の58、59ページになります。

5節の保健体育費補助金477万4,000円につきましては、トレーニングセンター耐震改修工事に係る実施設計委託に対する社会資本整備総合交付金になります。

次に、60ページ、61ページ、17款道支出金になります。

北海道の制度や事業の実施に伴う負担金、補助金及び委託金を計上するもので、予算総額は8億5,814万8,000円になります。

2項道補助金、下段の3目衛生費道補助金、1節の保健衛生費補助金のうち、説明欄の一番下になります。出産・子育て応援交付金については、国庫補助金と同様に、妊娠期から出産、子育てまで一貫した支援を目的に交付される補助金で、事業費の6分の1、150万4,000円が交付される見通しでございます。

次に、62、63ページになります。

中段の3項委託金、1目の総務費委託金、3節選挙費委託金670万6,000円につきましては、4月9日に執行される北海道知事、北海道議会議員の選挙費委託金を計上しております。

続いて、66、67ページになります。

18款財産収入であります。

総額で3,186万1,000円の計上になります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入は、学校林と一般林の売払い代を計上してございます。

3目の生産品売払収入は、みらい農業センターで生産される農産物の売払い代として800万円を見込んでの計上でありませ

次に、68、69ページになります。

19款寄附金につきましては、前年度から2億4,732万1,000円の増額、総額で4億600万7,000円を計上してご

ざいます。1項の寄附金、1目一般寄附金、ふるさと寄附金につきましては、本年1月末現在の寄附総額が約3億8,000万円と好調なことから、新年度は4億円を見込んでの計上になります。

次に、70ページ、71ページになりませ

ず。20款繰入金であります。

各事業費の財源に充てるため、目的に沿った基金からの繰入れを行うもので、総額は8億9,930万8,000円になります。

主な繰入れといたしまして、1目財政調整基金繰入金は、予算編成におきまして収支不足が生じたので、その財源として3億2,233万8,000円を繰入れいたします。

2目減債基金繰入金は、公債費の償還に充てるため、積立てしておりました減債基金から1億5,000万円を繰入れいたしま

す。3目公共施設整備基金繰入金は、道路及び公園の整備をはじめ、ごみ処分場などの公共施設の整備に充てる財源として1億5,405万2,000円を繰入れいたします。

6目のふるさとづくり基金繰入金は、移住促進、観光イベント推進、農業や文化の振興など、寄附の趣旨に沿った繰入れを行うもので、各事業費の財源に充てるため、1億4,790万円を繰入れいたします。

次に、72、73ページ、21款繰越金であります。

こちらは、令和4年度の繰越金として1,

000万円を見込んでの計上になります。

次に、74、75ページ、22款諸収入であります。

歳入の各費目に該当しない収入を予算計上するもので、前年度と大きな変更はございません。総額で4億5,738万4,000円の計上になります。

80ページ、81ページになります。

23款町債につきましては、7億798万7,000円の計上になります。

詳細につきましては、第3表、地方債において御説明をしておりますので、説明は省略させていただきます。

歳入は以上になります。

以上、議案第13号令和5年度美幌町一般会計予算につきまして御説明を申し上げました。どうぞよろしくお願

いいたします。○議長(大原 昇君) 暫時休憩をしま

す。再開は、14時10分といたします。

午後1時59分 休憩

午後2時10分 再開

○議長(大原 昇君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めませ

ず。町民生活部長。

○町民生活部長(関 弘法君) 議案書の185ページになります。

議案第14号令和5年度美幌町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書につきましては、285ページをお開き願

います。令和5年度美幌町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億7,757万9,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、306、307ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項、1目一般管理費7,521万円の主なものといたしましては、国保事業の運営に要する職員9名分の人件費及び会計年度任用職員1名の報酬と電算システムに要する費用及び一般事務に要する経費でございます。

2目連合会負担金514万6,000円につきましては、北海道国民健康保険団体連合会に対する各種負担金に係る経費でございます。

308、309ページをお開き願います。

2項徴税费221万7,000円につきましては、国民健康保険税の賦課徴収に係る経費でございます。

3項運営協議会費12万9,000円につきましては、国民健康保険運営協議会の委員9名の報酬でございます。

4項趣旨普及費60万1,000円につきましては、消耗品費58万円につきましては国民健康保険制度等の普及啓蒙のためのパンフレットでございます。

310、311ページをお開き願います。

2款保険給付費であります。1項の療養諸費15億3,016万9,000円、中段の2項高額療養費2億5,241万5,000円につきましては、それぞれ過去の受診件数、療養給付費等の実績を推計するとともに、医療の高度化が進んでいることや、コロナ禍による受診控えの回復なども勘案の上、計上してございます。

3項移送費15万円につきましては、移動が困難な被保険者が、医師の指示により、緊急的な必要性がある場合に移送に要する経費でございます。

312、313ページをお開き願いま

す。

4項出産育児諸費1,000万5,000円につきましては、出産育児一時金1,000万円については過去の実績などから20名分を見込み、1人当たりの額につきましては令和5年度より8万円増額の50万円として計上してございます。

5項葬祭諸費105万円につきましては、被保険者の死亡に伴い、その葬祭を行った者に3万円を支給する経費として、過去の実績により35名分の葬祭費を見込んでございます。

6項傷病手当金66万7,000円につきましては、国保加入の被用者が新型コロナウイルス感染症に感染等をした場合で、仕事を欠勤することを余儀なくされるなど、給与等を受けることができなくなったときに支給する経費として、前年同額を計上してございます。

314、315ページをお開き願います。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、本町の医療費及び所得水準に基づき、北海道から示された納付金合計7億5,734万9,000円を計上してございます。

316、317ページをお開き願います。

4款保健事業費、1項、1目保健衛生普及費1,240万6,000円につきましては、生活習慣病予防や健康増進などの健康づくりに関する教室や講習会の開催及びがん検診、個別予防接種等に係る経費でございます。

2項特定健康診査等事業費2,096万8,000円につきましては、医療費増大の要因の一つでございます。メタボリックシンドロームを予防し、生活習慣病の重症化を防ぐことを目的に、40歳から74歳を対象に生活改善を指導するための健康診査、保健指導に係る経費でございます。

320、321ページをお開き願いま

す。

5款基金積立金につきましては、国民健康保険基金への積立てに要する経費で積立利息分を計上してございます。

322ページ以降の6款諸支出金、7款予備費につきましては、前年度と変更はございません。

次に、歳入を御説明いたしますので、292、293ページにお戻り願います。

2、歳入。

1款国民健康保険税は、総額4億9,328万8,000円でございますが、前年度と比べ、被保険者数、世帯数の減に伴う均等割、平等割が幾分減額となっておりますが、令和4年度における保険税の決算見込額からそれぞれの所得割の伸び率等を勘案の上、前年度当初の予算からは営業所得及び農業所得などの増額を見込みまして、前年度対比2,736万7,000円の増額となっております。

294、295ページをお開き願います。

2款国庫支出金10万円は、令和5年度からの出産育児一時金の引上げ分について、新たに1件当たり5,000円が補助されるもので、歳出で見込んでおります20件分に対する額を計上してございます。

296、297ページをお開き願います。

3款道支出金18億5,316万9,000円は、北海道から交付される交付金で、保険給付費に要する保険給付費等普通交付金17億9,378万9,000円と予防健康づくりに取り組む保険者に対する保険者努力支援金及び特別調整交付金などの保険給付費等特別交付金5,938万円を計上しております。

298、299ページになります。

4款財産収入8万6,000円は、国民健康保険基金の利子でございます。

300、301ページになります。

5款繰入金、1項他会計繰入金2億2,8

85万5,000円につきましては、低所得者の保険料軽減分の公費負担分などとしての保険基盤安定繰入金をはじめ、未就学児に係る均等割額軽減分の公費負担分や、職員給与費等、出産育児一時金などに対する一般会計からの繰入金を計上してございます。

2項基金繰入金9,900万1,000円につきましては、国民健康保険事業費納付金等の支払いのための財源不足を補填するため、国民健康保険基金より繰り入れるものでございます。

なお、この繰入れの結果、令和5年度末の基金残高につきましては、4,460万8,000円の見込みでございます。

302ページ以降の6款繰越金、7款諸収入につきましては、前年度と大きな変更はございません。

国民健康保険特別会計につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

それでは、続きまして、議案書の186ページになります。

議案第15号令和5年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書につきましては、335ページをお開き願います。

令和5年度美幌町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,961万1,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、350、351ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費1,125万1,000円の主なものにつきましては、職員1名分の人件費と後期高齢電算システム

に要する費用及び保険証の交付等、町が実施する事務に要する経費でございます。

その下、2項徴収費37万8,000円につきましては、保険料の徴収に係る経費でございます。

352、353ページをお開き願います。

2款、1項後期高齢者医療広域連合納付金3億5,767万2,000円につきましては、広域連合へ事務費分と保険料分について負担するものでございますが、被保険者数の増により、前年度対比1,559万3,000円の増となっております。

354ページ以降の3款諸支出金、4款予備費につきましては、前年度と変更はございません。

次に、歳入を御説明いたしますので、342、343ページにお戻り願います。

2、歳入。

1款後期高齢者医療保険料2億5,960万5,000円につきましては、被保険者及び所得割賦課対象者の増に伴い、前年度対比1,532万4,000円の増額を見込んでございます。

344、345ページになります。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金2,286万5,000円につきましては、広域連合への事務費負担金と職員1名分の人件費及び事務費の繰入金でございます。

その下の2目保険基盤安定繰入金8,683万7,000円につきましては、保険料の低所得者に対する政令本則の軽減分についての繰入金でございます。

346ページ以降の3款繰越金、4款諸収入につきましては、前年度と変更はございません。

後期高齢者医療特別会計は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 議案の187ページになります。

議案第16号令和5年度美幌町介護保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書365ページをお開き願います。

令和5年度美幌町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億5,012万3,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、390、391ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費3,221万4,000円につきましては、職員4名分の人件費と電算システム経費でございます。

その下、2項徴収費43万3,000円につきましては、介護保険料の賦課徴収に係る消耗品、印刷費、口座振替手数料等の事務経費でございます。

下段の3項介護認定審査会費1,774万6,000円は、1目介護認定審査会費で、介護認定審査会の運営に係る経費610万1,000円と、次のページ、392、393ページの2目認定調査費において、介護認定調査費に係る報酬及び訪問調査委託料の経費1,164万5,000円を計上してございます。

394、395ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項、1目居宅介護サービス給付費11億1,200万7,000円につきましては、訪問介護、訪問看護、通所介護、ショートステイのほか、本年町内に開設する小規模多機能型居宅介護に係る経費を、その下、2目施設介護サービス給付費7億5,964万5,000円につきましては、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院への入所に係る経費を、その下、2項介護予防サービス等諸費

6,797万5,000円につきましては、要支援1から2の軽度認定者が利用する居宅介護予防サービスに係る経費をそれぞれ介護保険事業計画に基づき計上してございます。

一番下の3項高額介護サービス等費4,881万8,000円につきましては、自己負担の合計額が一定の額を超えた場合に超えた分を払い戻す制度で、実績勘案し、前年度より109万8,000円の増額となっております。

396、397ページをお開きください。

4項高額医療合算介護サービス等費647万9,000円につきましても、実績見込みにより、前年度比で14万6,000円の増額となっております。

その下、5項特定入所者介護サービス等費7,680万円につきましては、低所得者の利用者に対する施設サービス利用等に係る保険給付対象外の食費、居住費に対して、施設の設定金額と所得段階ごとに設けられた負担限度額との差額を給付する制度で、実績見込みにより、前年度より480万円の増額になってございます。

6項その他諸費187万1,000円は、国保連に委託しているレセプト審査、介護報酬支払業務に係る手数料でございます。

398、399ページをお開き願います。

3款地域支援事業費、1項、1目介護予防・生活支援サービス事業費6,753万4,000円につきましては、要支援1、2及び事業対象者が利用する訪問介護、通所介護、介護予防ケアマネジメント等の費用でございます。

2目一般介護予防事業費201万5,000円は、生活習慣病の予防や介護予防、その他、健康づくりの推進に係る経費でございます。

2項包括的支援事業費・任意事業費、1目包括的支援事業費3,458万7,000

円の主なものは、地域包括支援センター運営事業経費3,316万9,000円と生活支援体制整備事業経費53万4,000円と、次のページ、400、401ページの認知症施策推進事業経費88万4,000円でございます。

2目任意事業費2,154万4,000円につきましては、認知症高齢者の見守り事業、高齢者への紙おむつ支給、成年後見制度利用支援、在宅高齢者配食事業、シルバーハウジング事業等の費用のほか、ケアプラン点検業務委託料に係る経費を計上してございます。

402ページ以降の4款基金積立金、5款諸支出金、6款予備費につきましては、大きな変更はございません。

歳出は以上でございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、372、373ページをお開き願います。

2、歳入。

1款保険料、1項介護保険料3億8,822万5,000円につきましては、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画に基づいて、3年間の介護保険事業量を見込み、それに伴う第1号被保険者の保険料23%分として計上してございます。

374、375ページをお開き願います。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金303万3,000円は、美幌地域3町介護認定審査会の経費を高齢者人口及び審査件数等により、津別町23.52%、大空町26.89%、美幌町49.59%に案分した額での負担金でございます。

376、377ページをお開き願います。

3款国庫支出金、1項国庫負担金3億7,673万8,000円につきましては、居宅介護サービス費20%、施設介護サービス費15%の介護給付費に係る国庫負担分

ございます。

その下、2項国庫補助金、1目調整交付金につきましては、高齢者の割合と所得水準の格差を調整するための交付金で、給付費総額の7.19%である1億4,909万1,000円を見込んでおります。

2目地域支援事業交付金2,431万4,000円につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業に係る対象事業費の25%、包括的支援事業・任意事業に係る対象事業費の38.5%がそれぞれ交付されるものでございます。

3目保険者機能強化推進交付金200万円、及び、その下、4目介護保険保険者努力支援交付金200万円につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止に対する取組の支援として、それぞれ平成30年度及び令和2年度に創設された制度で、取組の評価指標により算出された点数により交付されるものでございます。

378、379ページをお開き願います。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金5億7,287万4,000円につきましては、介護給付費と地域支援事業に係る支払基金で負担する27%分の交付金でございます。

380、381ページをお開き願います。

5款道支出金、1項道負担金2億9,718万3,000円につきましては、居宅介護サービス費12.5%、施設介護サービス費17.5%の北海道の負担分でございます。

2項道補助金、1目地域支援事業交付金1,215万7,000円につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業に係る対象事業費の12.5%、包括的支援事業・任意事業に係る対象事業費の19.25%が交付されるものでございます。

382、383ページをお開き願います。

6款財産収入4万4,000円は、介護保

険基金の利子でございます。

384、385ページをお開き願います。

7款繰入金、1項、1目介護給付費繰入金2億5,920万円につきましては、介護給付費に対する12.5%の町負担分、その下、2目地域支援事業繰入金、1節介護予防・日常生活支援総合事業繰入金2,739万2,000円は、介護予防事業経費に係る繰入れ、2節包括的支援事業・任意事業繰入金3,028万4,000円は、相談事業や認知症高齢者見守り、成年後見利用支援等の経費に係る繰入れ、3目低所得者保険料軽減繰入金2,996万8,000円は、第1号被保険者の第1段階から第3段階の軽減分について、一般会計で収入される2分の1の国負担金と4分の1の北海道負担金に町負担分4分の1を加えたもの、4目その他一般会計繰入金4,733万8,000円につきましては、職員4名分の人件費及び事務費の繰入れでございます。

2項基金繰入金2,813万1,000円につきましては、歳出の不足分を介護保険基金から繰入れするものでございます。

なお、令和5年度末基金残高は3,981万8,000円の見込みでございます。

386ページ以降につきましては、前年度と大きな変更はございません。

以上、令和5年度美幌町介護保険特別会計予算について御説明いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） 続きまして、議案の188ページでございます。

議案第17号令和5年度美幌町水道事業会計予算について御説明いたします。

別冊の予算書417ページをお開き願います。

第1条、令和5年度美幌町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条の業務の予定量は、給水戸数を8,461戸、年間総給水量を182万9,00

0立米、1日平均給水量を5,010立米とし、主要な建設事業をそれぞれ記載のとおり定めるもので、詳細は後ほど資本的収入及び支出で御説明申し上げます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益の総額を5億297万1,000円、水道事業費用の総額を4億9,782万円と定めるものであります。

次に、418、419ページをお開き願います。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入の総額を5億6,620万8,000円に、資本的支出の総額を8億2,612万2,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,991万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

第5条の債務負担行為につきましては、日並浄水場ろ過設備更新工事、限度額を1億5,300万円とするものであります。

期間は、記載のとおりであります。

施設の老朽化が進んでいる急速ろ過設備の更新工事で、今年度と来年度の2か年で実施しようとするものであります。

次のページ、第6条の企業債につきましては、水道施設整備事業、限度額1億7,200万円、以下、三つの事業につきましては、限度額をそれぞれ記載のとおり定めまして、いずれも起債の充当率は100%で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

事業の内容につきましては、後ほど資本的支出及び工事参考資料で御説明申し上げます。

第7条の一時借入金は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものであります。

第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を5,513万4,000円と定めるものであります。

第9条のたな卸資産購入限度額は、3,271万4,000円と定めるものでありま

す。

次に、420、421ページをお開き願います。

収益的収入でございます。

1款、1項、1目給水収益4億583万4,000円は、令和4年度の決算見込みを踏まえ、減額の計上となっております。

その下、4目その他の営業収益の5節雑収益の中の下水道使用料賦課徴収受託料2,215万2,000円は、下水道使用料の賦課徴収業務費用を公共下水道事業会計から受けるもので、下水道使用料調定件数割合で求めた48.42%で算出したものであります。

2項営業外収益の中の2目長期前受金戻入5,864万1,000円は、固定資産の取得、改良に交付された補助金等を収益化した額を計上しております。

その下、3目、3節その他雑収益の中の下水道排水施設業務負担金519万9,000円は、下水道の排水設備の新設や改造等の受付と検定に伴う経費を公共下水道事業会計から受けるもので、施設担当職員の人件費20%と、排水台帳管理システム負担金で算出したものであります。

次に、422、423ページをお開き願います。

収益的支出でございます。

1款、1項、1目原水及び浄水費9,133万7,000円は、水源地及び浄水場に係る維持管理経費を計上しております。

中段の16節委託料の日並浄水場運転管理等業務委託料4,422万円は、平成26年度から委託しております管理委託業務で、令和4年度から令和6年度まで3か年の長期継続契約により委託をしてございます。

24節薬品費1,704万5,000円は、凝集剤のポリ塩化アルミニウムや次亜塩素酸ナトリウムなどの水処理薬品費用を計上しておりますが、単価アップにより増額となっております。

次に、424、425ページをお開き願います。

2目配水及び給水費8,884万1,000円は、職員2名の人件費と、田中配水池と7か所の加圧ポンプ所及び配水管路の維持管理経費を計上しております。

16節委託料の上から6行目、田中配水池支障木伐採業務委託料375万9,000円は、田中配水池の維持管理上、支障となる立木45本を伐採するために必要な委託料でございます。

19節修繕費1,475万4,000円は、配水及び給水施設の修繕に係る費用で、配水管漏水に係る費用や、各ポンプ所の加圧ポンプ修繕などを見込んでおります。

25節材料費の量水器取替用材料費2,483万4,000円は、量水器取替え1,430個分を計上しております。

次に、426、427ページをお開き願います。

3目業務費4,037万8,000円は、水道料金の賦課徴収等に関わる営業担当職員4名分と会計年度任用職員1名分の人件費、検針の経費、電算事務経費などを計上しております。職員の人事異動により、人件費が前年度より減となっておりますが、その他は特に大きな変更はございません。

次に、428、429ページをお開き願います。

4目総係費1,662万7,000円は、上下水道課長の人件費と事務経費を計上しております。

下段、5目減価償却費及び6目資産減耗費については、それぞれ所要額を計上しております。

次に、430、431ページをお開き願います。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債償還利息1,675万3,000円を含む利息額を計上しております。

2目消費税、支払消費税につきましては、今年度還付予定で、科目設定のため1,000円を計上しております。

3目雑支出、過年度還付金として20万円、3項予備費として5万円を計上しております。

次に、432、433ページをお開き願います。

資本的収入でございます。

1款、1項、1目企業債4億4,870万円は、第6条、企業債で御説明させていただきました。工事内容につきましては、後ほど工事参考資料で説明させていただきます。

その下、2項、1目国庫補助金5,910万8,000円は、日並浄水場耐震補強工事、補助率4分の1と、日並浄水場から田中配水池までの基幹管路更新工事、補助率3分の1、国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用して実施しようとするものであります。

その下、3項、1目工事負担金2,500万円は、一般国道39号端野高野道路整備に伴い、移転が必要となる高野第一加圧ポンプ所の移設のための実施設計に係る費用を国から負担金として受け入れるものでございます。

その下、4項、1目出資金、一般会計出資金3,340万円は、日並浄水場耐震補強工事と日並浄水場から田中配水池までの基幹管路更新工事について、補助金などを差し引いた残りの額の4分の1を総務省通知の繰出し基準に基づき一般会計から受け入れるものであります。

次に、434、435ページをお開き願います。

資本的支出でございます。

1款、1項、1目浄水配水設備費5億7,683万円は、施設担当職員1名分の人件費を含む水道管路整備及び水道施設整備に係る経費を計上しているものであります。

このページの中ほど、16節委託料、水

道施設整備事業高野第一加圧ポンプ所移設実施設計委託料2,500万円につきましては、先ほど御説明いたしました高野第一加圧ポンプ所の移設に係る実施設計委託料で、令和6年度から令和8年度にかけて移設工事を行うために、今年度実施設計を行うものでございます。

その下、38節工事請負費5億4,130万円につきましては、後ほど工事関係資料で御説明を申し上げます。

その下、2目業務設備費のうち、1節量水器費等403万5,000円は、新規申込みに係る量水器等の経費を計上しております。

その下、3目資産購入費、5節の工具器具及び備品181万5,000円は、老朽化による水質反応試験のための試水凝集反応装置ジャーテスター1台の更新及び水道管漏水調査に必要な超音波流量計1台の購入費用を計上し、7節のリース資産160万8,000円は、債務負担行為で購入している管路管理システムと長期継続契約で購入している土木積算システムを計上しております。

その下、2項、1目企業債償還金2億4,183万4,000円は、財務省、地方公共団体金融機構、市中銀行から借り入れた企業債の償還利息であります。

続きまして、工事関係参考資料について御説明いたしますので、令和5年度予算工事関係参考資料の8ページをお開き願います。

水道施設整備事業（日並浄水場）でございます。

水道施設の故障は、水処理及び給水継続に多大な影響を与えるため、定期点検や維持管理で施設機能の延命を図りながら、耐用年数を考慮し、計画的に施設更新を進めるものでございます。また、地震等の災害が発生した場合でも、住民生活に必要な水を安定的に供給するため、水道施設の耐震化事業を実施するものでございます。

図面番号①、左側、赤い枠で囲った箇所になります。

薬品沈殿池No.2の耐震補強を予定しており、工事費は本体工事と附帯工事を合わせて6,590万円を予定しております。

工事概要は、薬品沈殿池内、池そのものの耐震補強を予定しており、壁面と床面にコンクリートを増し厚し、耐震補強を行うものであります。

沈殿池は3池あり、浄水の水処理に影響が出ないよう3か年計画で予定しており、今年度は3年目、完了年となります。

この整備は、国の生活基盤施設耐震化等交付金で行うもので、補助率は4分の1、残りは企業債、出資債、一般財源でございます。

図面番号②、上段中央、同じく赤い枠で囲った箇所になります。

急速ろ過池No.1とNo.2の機械設備の更新で、工事概要は、昭和48年に設置した機械設備の更新工事であり、ハーデンジ、ろ過砂を洗浄する装置一式を更新するものであります。

No.1の工事につきましては、第5条、債務負担行為で御説明しましたとおり、ろ過装置の作製に数か月の期間が必要となることから、今年度と来年度の2か年で更新工事を行い、工事費は1億5,300万円を予定しております。

No.2の工事につきましては、令和4年度債務負担行為により既に発注済みであり、工事費は1億5,000万円、財源内訳はNo.1、No.2ともに企業債、充当率は100%でございます。

図面番号③、上段左側、小さく赤い枠で囲った箇所になります。

管理棟水質試験室内にあります残留塩素計計装設備を更新する工事です。

平成10年に設置し、25年が経過しているため、老朽化に伴い更新するもので、工事費300万円を予定しております。財源内訳は企業債、充当率は100%ござ

います。

続きまして、参考資料の9ページを御覧ください。

水道施設整備事業（ポンプ所・流量計室）でございます。

図面番号①稲美加圧ポンプ所、②豊幌加圧ポンプ所、③稲美流量計室は、遠隔監視用通信装置を更新する工事で、ポンプ所、流量計室の運転状況を監視するものであり、工事費1,900万円を予定しております。財源内訳は企業債、充当率100%でございます。

続きまして、参考資料の10ページを御覧ください。

水道管路整備事業でございます。

老朽化している水道管路につきまして、計画的な布設替えを実施することにより、水道管網を整備し、安定的な給水の継続を図るものでございます。

図面番号①、右上の町道555号、地区は田中、松村様宅前から寺崎様宅前までの送水管布設替え工事で、継続事業4年目でございます。

管種はダクタイル鋳鉄管、管径300ミリ、延長1,390メートルの布設替えを行い、耐震化を図るもので、工事費1億7,690万円を予定しております。

この整備は、国の生活基盤施設耐震化等交付金で行うもので、補助率は3分の1、残りは企業債、出資債、一般財源でございます。

図面番号②、町道533号、報徳陽光台団地内、岡本様宅前から日並様宅までの南北の路線で、道路整備に併せて配水管布設替え工事を行うものでございます。

管種はダクタイル鋳鉄管、管径75ミリ、延長130メートルを布設替えするもので、工事費800万円を予定しております。

図面番号③、町道402号、日の出1丁目、猪本製作所様前から幸通交差点までの東西の路線で、道路整備に併せて配水管布

設替え工事を行うものでございます。

管種はポリエチレン管、管径50ミリ、延長240メートルを布設替えするもので、工事費1,600万円を予定しております。

図面番号④、町道9号、青山北、動物病院前から国道240号交差点までの幸通の南北の路線で、老朽化に伴う布設替工事を行うものでございます。

管種はダクタイル鋳鉄管、管径100ミリ、延長290メートルを布設替えするもので、工事費2,050万円を予定しております。

図面番号⑤、町道8号、三橋南、青山北、東雲橋から国道240号交差点までの東雲通の南北の路線で、道路整備に併せて配水管の布設替えを行うものでございます。

管種はダクタイル鋳鉄管、管径100ミリ、延長400メートルを布設替えするもので、工事費6,600万円を予定しております。

図面番号⑥、町道505、509号、新町2丁目、かね久様から国道39号交差点、昭和電気様前までの東西の路線で、老朽化した配水管の廃止に伴い、給水管の布設替えを行うものでございます。

管種はポリエチレン管、管径20ミリから25ミリ、延長90メートルを布設替えするもので、工事費800万円を予定しております。

図面番号⑦、国道39号、高野、安海様宅付近、北海道開発局が整備する一般国道39号端野高野道路整備に伴い、支障となる水道管の移設工事を行うものでございます。

管種はダクタイル鋳鉄管、管径75ミリ、延長60メートルを移設するもので、工事費は仮設管に400万円、本設管に400万円を予定しております。配水管の財源内訳は企業債、充当率100%でございます。

水道事業会計の説明は以上でございます。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩をします。

再開は、15時5分といたします。

午後2時55分 休憩

午後3時05分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 続きまして、議案の189ページでございます。

議案第18号令和5年度美幌町公共下水道事業会計予算について御説明いたします。

別冊の予算書449ページをお開き願います。

公共下水道事業会計予算及び次の議案の個別排水処理事業会計予算につきましては、令和5年度から地方公営企業法の適用を受けることから、従来までの現金主義による予算方式から発生主義による公営企業会計予算方式に組み替えておりますので、昨年から大きく内容が異なっております。また、それに伴い、予算に関する説明書として、それぞれ財務諸表などを添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、公共下水道事業会計予算の内容について御説明いたします。

第1条、令和5年度美幌町の公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条の業務の予定量は、排水戸数を7,943戸、年間総処理水量を149万3,000立米、1日平均処理水量を4,090立米とし、主要な建設事業をそれぞれ記載のとおり定めるもので、詳細は後ほど資本的収入及び支出で御説明申し上げます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、公共下水道事業収益の総額を8億3,043万円、公共下水道事業費用の総額を8億3,665万5,000円と定めるものであります。

次に、450、451ページをお開き願います。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入の総額を4億5,382万1,000円に、資本的支出の総額を6億5,027万円とし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,644万9,000円は、引継金910万4,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,020万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,714万1,000円で補填するものであります。

第4条の2の地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ3,136万3,000円及び7,141万2,000円であります。

第5条の債務負担行為につきましては、終末処理場中央監視設備更新工事、限度額を2億4,600万円とするもので、期間は記載のとおりであります。

施設の老朽化が進んでいる終末処理場における中央監視設備の更新工事で、今年度と来年度の2か年で実施しようとするものであります。

次のページ、第6条の企業債ですが、初めに、公共下水道事業の限度額1億3,480万円で、この内訳は、工事監理や実施設計、価格調査などの業務委託と、終末処理場中央監視設備更新工事、下水道ストックマネジメント計画管渠更新工事、公共汚水柵設置工事などの事業費から補助金を差し引いた額を公共下水道事業債で借入れするもので、起債充当率は100%であります。

その下、下水道資本費平準化債の限度額

1,140万円は、施設整備に投資した起債償還額を耐用年数に沿って平準化し、単年度の負担軽減を図る目的で借入れするものであります。

その下、公共下水道特別措置分の限度額1,480万円は、平成19年度に繰出基準見直しで交付税措置される事業費補正が元利償還金の70%から60%に減額されたことに伴い、その差の分が特別措置分として起債発行が認められているものであります。

起債限度額の合計は1億6,100万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

第7条の一時借入金は、一時借入金の限度額を3億円と定めるものであります。

第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を1,490万7,000円と定めるものであります。

第9条の一般会計から補助を受ける金額は、記載のとおりであります。

第10条のたな卸資産購入限度額は、225万3,000円と定めるものであります。

次に、452、453ページをお開き願います。

収益的収入でございます。

1款、1項、1目下水道使用料3億7,411万5,000円は、令和4年度の決算見込みを踏まえ、減額の計上となっております。

その下、2目負担金、他会計負担金のうち、し尿処理等一般会計負担金3,156万1,000円は、し尿等を下水終末処理場で受入れしていることから、処理経費を一般会計に求めるものであります。

その下、個別排水処理事業会計負担金261万3,000円は、個別排水処理事業会計の事務を下水道事業で行っていることから、人件費の40%相当分の負担を求めるものであります。

その下、4目国庫補助金2,150万円ですが、下水道管渠点検調査業務及び処理場耐震診断業務に係る補助金で、補助率は50%であります。

その下、2項、1目他会計補助金2億2,134万2,000円は、減価償却費等に係るもので、総務省通知の繰出基準に基づき一般会計から受け入れるものであります。

その下、2目長期前受金戻入1億7,178万7,000円は、固定資産の取得、改良に交付された補助金等を収益化した額を計上しております。

その下、4目消費税還付金は、消費税確定申告による還付額を見込んでおります。

次に、454、455ページをお開き願います。

収益的支出でございます。

1款、1項、1目管渠費4,808万8,000円は、公共下水道管渠の維持管理経費を計上しております。

中段の16節委託料の管渠清掃委託料720万円は、元町ほか3地区の污水管7,400メートルの清掃を予定しております。

その下、下水道管渠点検調査業務委託料1,900万円は、下水道ストックマネジメント計画に基づき、管渠を年次的に更新していくためのカメラによる点検調査業務で、老朽化による管渠約28キロメートル、マンホール810か所の調査を行うものです。

19節修繕費1,801万9,000円は、道路上のマンホールの修繕や公共汚水ますの取替え修繕及び切下げ、また、老朽化した雨水マンホール蓋の取替え修繕、污水管部分修繕を行うための修繕料を計上しております。

22節路面復旧費92万円は、修繕工事において、舗装修繕などの路面復旧に係る経費を計上しております。

25節材料費204万8,000円は、下水、マンホール蓋などの材料に係る費用を

計上しています。

次に、456、457ページをお開き願います。

2目処理場費3億2,674万2,000円は、処理場施設の運転及び維持管理経費を計上しております。

11節燃料費1,323万8,000円は、処理場ボイラー用A重油及び可搬式発電機用軽油で、単価増に伴い、昨年より298万6,000円の増となっております。

16節委託料、下水終末処理場維持管理業務委託料1億7,094万円は、処理場の維持管理業務の委託費用であり、令和4年度から令和6年度まで3か年の長期継続契約により実施しております。

その四つ下、耐震診断業務委託料2,400万円は、消化タンク及び汚泥濃縮槽の耐震診断に係る経費であります。

17節手数料1,682万3,000円は、産業廃棄物処理料、重金属等水質分析料など、下水処理後の脱水汚泥の処理費用を計上しております。

19節修繕費4,503万6,000円は、処理場の機器類の修繕で、令和5年度は、20の機器のオーバーホールなどを行うもので、昨年より548万円の増となっております。

23節動力費4,831万2,000円は、処理場と5か所のマンホールポンプ場で使用する電気料であり、単価増によって昨年より1,268万6,000円の増となっております。

3目業務費、下水道使用料賦課徴収委託料2,215万2,000円は、下水道使用料の賦課徴収業務を水道事業に委託しておりますので、その事務経費を水道事業会計に支払うものであります。

次に、458、459ページをお開き願います。

4目総係費1,450万8,000円は、職員1名分の人件費及び事務経費を計上しております。

中ほどの30節負担金のうち、上から8行目、水道事業会計負担金467万9,000円は、下水道の排水設備の新設や改造の受付と検定を水道事業に委託しておりますので、その経費を水道事業会計に支払うものであります。

下段、5目減価償却費及び6目資産減耗費については、それぞれ所要額を計上しております。

次に、460、461ページをお開き願います。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費については、企業債償還利息2,906万1,000円を含む利息額を計上しております。

2目消費税、支払消費税につきましては、今年度還付予定で、科目設定のため1,000円を、3目雑支出、過年度還付金として20万円を計上しております。

3項特別損失につきましては、地方公営企業法適用の初年度にその前年度に属する引当金並びに消費税の中間申告及び確定申告額を計上することになっており、それぞれ所要額を、4項予備費として1万円を計上しております。

次に、462、463ページをお開き願います。

資本的収入でございます。

1款、1項、1目企業債1億6,100万円は、第6条、企業債で御説明させていただきました。工事内容につきましては、後ほど参考資料で説明させていただきます。

その下、2項、1目国庫補助金1億1,370万円ではありますが、この内訳につきましては、工事監理や実施設計、価格調査などの業務委託及び支障物件移転に係る補助金が補助率50%で1,000万円、終末処理場中央監視設備更新工事に係る補助金が補助率55%で9,020万円、下水道ストックマネジメント計画管渠更新工事に係る補助金が補助率50%で1,350万円、合わせて1億1,370万円を見込んでおりま

す。

その下、2目他会計補助金1億7,844万3,000円につきましては、建設改良事業に係る財源不足分を一般会計から受入れするものです。

その下、3項、1目受益者負担金は、新たに下水道区域となった際に5年間の分割で納付していただくもので、現在納付中の6件、33万8,000円を計上しております。

その下、4項、1目長期貸付金償還金は、水洗便所改造等資金貸付金2件分の銀行への預託金戻入分でございます。

次に、464、465ページをお開き願います。

資本的支出でございます。

1款、1項、1目公共下水道建設事業費2億5,403万8,000円は、施設担当職員1名分の人件費を含む下水道施設の設備及び管渠などの更新等に係る経費を計上しているものであります。

中ほど、16節委託料、上から四つ目の終末処理場汚泥処理設備更新実施設計委託料1,400万円は、令和7年度以降に予定している汚泥処理設備更新の実施設計を行うものであります。

その下、26節補償費200万円は、令和6年度実施予定の下水道ストックマネジメント計画管渠更新工事に伴い、支障となるNTT架空線の移設工事に係る補償費であります。

その下、38節工事請負費の管渠整備事業6,000万円は、公共污水枡設置工事10か所分、600万円と下水道ストックマネジメント計画管渠更新工事の補助分が2,700万円、単独分が2,200万円及び污水管渠補修工事500万円を計上しております。

その下、下水終末処理場整備事業1億6,400万円は、第5条、債務負担行為で御説明いたしました終末処理場中央監視設備更新工事の令和5年度分に係る費用であり

ます。工事の内容につきましては、後ほど参考資料で御説明申し上げます。

2目資産購入費、工具器具及び備品125万9,000円は、老朽化した終末処理場維持管理用機器を更新するものであります。

その下、2項、1目企業債償還金3億9,463万3,000円は、財務省、地方公共団体金融機構、市中銀行から借り入れた企業債の償還元金であります。

3項、1目長期貸付金34万円は、水洗便所改造等資金貸付けを銀行で行い、貸付額の3分の1を預託金として銀行に預けるための費用で、新規2件分を計上しております。

続きまして、予算工事関係参考資料について御説明いたしますので、令和5年度予算工事関係参考資料の11ページをお開きください。

公共下水道建設事業（管渠）、補助事業であります。

管渠の劣化診断により、改築が必要と判断された路線の管渠更新工事で、ストックマネジメント計画に基づき、更生、布設替えを実施するものであります。

工事名は、下水道ストックマネジメント計画管渠更新工事、工事概要は管渠更新延長219.77メートルであります。

図面番号左上の①は、町道203号、仲町1丁目、岡田様宅前から前田様宅前までの東西の路線、延長25.15メートルです。

図面番号②は、町道261号、東3条北3丁目、北3ハイツ様前から佐藤様宅前までの南北の路線、延長47.27メートルです。

図面番号③は、町道119号、日の出1丁目、猪本製作所様前から仲西様宅前までの南北の路線、延長45.62メートルです。

図面番号④は、町道318号、三橋町1丁目、松岡様宅前から吉岡様宅前までの東

西の路線、延長31.87メートルです。

図面番号⑤は、町道317号、三橋町2丁目、蓮井鉄工所様前の南北の路線、延長36.88メートルです。

図面番号⑥は、町道315号、三橋町2丁目、松村様宅前から荒木関様宅前までの南北の路線、延長32.98メートルです。

以上の6路線の管渠更新及び布設替工事で工事費2,700万円を計上しており、社会資本整備総合交付金、補助率50%、補助残は公営企業債と過疎債で、充当率100%でございます。

続きまして、12ページをお開きください。

公共下水道建設事業（管渠）、単独事業であります。

工事名は、下水道ストックマネジメント計画管渠更新工事、単独事業分であります。

工事概要は、管渠更新延長159.09メートルであります。

図面番号、左下の①は、仲町1丁目、成田様宅前から伊藤様宅前までの南北の路線、延長54.16メートルです。

図面番号、右側の②は、三橋町2丁目、藤田様宅前から岩本様宅前までの南北の路線、延長32.87メートルです。

図面番号③は、三橋町2丁目、児玉様宅前から高橋様宅前までの南北の路線、延長32.07メートルです。

図面番号④は、三橋町2丁目、高橋様宅前から松岡技建様前までの南北の路線、延長39.99メートルです。

以上の4路線の管渠更新及び布設替工事で、工事費2,200万円を計上しており、財源内訳は、公営企業債と過疎債で、充当率100%でございます。

次に、工事名は日甜社宅汚水管渠補修工事、工事概要は管渠陥没による部分補修を行います。

図面番号は、左上の⑤、鳥里、日甜社宅内管渠取替え、延長10メートル、事業費

500万円を予定しております。財源内訳は、公営企業債と過疎債、充当率は100%でございます。

続きまして、13ページをお開きください。

公共下水道建設事業（処理場）でございます。

昭和48年の下水道整備着手から49年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水終末処理場の施設更新事業を実施しているものであります。

一般平面図右下、赤枠で囲った箇所が建物本館内にあり、令和5年度から令和6年度までの2か年で中央監視設備更新工事であり、令和5年度は全体金額4億1,000万円の前払金相当額4割、1億6,400万円を、令和6年度分は債務負担行為により2億4,600万円を計上しております。

工事概要の主なものとしましては、LCD監視装置、ロガー、シーケンスコントローラー、計装盤、ITV監視システム等の更新でございます。

この整備は、国庫補助金として、社会資本整備総合交付金、補助率は55%、補助残は公営企業債と過疎債で、充当率100%でございます。

公共下水道事業会計の説明は以上でございます。

続きまして、議案の190ページでございます。

議案第19号令和5年度美幌町個別排水処理事業会計予算について御説明申し上げます。

別冊の予算書479ページをお開き願います。

第1条、令和5年度美幌町の個別排水処理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条の業務の予定量は、設置戸数を351戸、主要な建設事業を記載のとおり定めるもので、詳細は後ほど資本金的収入及

び支出で御説明申し上げます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、個別排水処理事業収益の総額を8,140万9,000円、個別排水処理事業費用の総額を8,146万円と定めるものであります。

次に、480、481ページをお開き願います。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入の総額を4,448万9,000円に、資本的支出の総額を7,269万円とし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,820万1,000円は、引継金1,160万1,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額352万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1,307万2,000円で補填するものであります。

第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ204万6,000円及び6万3,000円であります。

第5条の企業債ですが、個別排水処理施設整備事業の限度額を3,880万円と定めるもので、今年度は10基の設置を予定しております。下水道債と辺地債及び過疎債を併用いたします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

次のページ、第6条の一時借入金は、一時借入金の限度額を3,000万円と定めるものであります。

第7条の一般会計から補助を受ける金額は、記載のとおりであります。

次に、482、483ページをお開き願います。

収益的収入でございます。

1款、1項、1目個別排水処理施設使用料2,542万8,000円は、令和4年度までに設置しました戸数に令和5年度に予定している10戸分を含めた使用料であり

ます。

その下、2項、1目他会計補助金5,470万5,000円は、減価償却費等に係るもので、総務省通知の繰出基準に基づき一般会計から受け入れるものであります。

その下、2目長期前受金戻入126万5,000円は、対象資産の取得、改良に交付された補助金等を収益化した額を計上しております。

次に、484、485ページをお開き願います。

収益的支出でございます。

1款、1項、1目浄化槽費3,991万7,000円は、個別排水浄化槽の維持管理経費を計上しております。

上段、16節委託料、保守点検委託料965万6,000円は、浄化槽法による年3回の保守点検委託料であります。

その下、清掃業務委託料1,785万2,000円は、浄化槽内の汚泥くみ取り、洗浄を行うものであります。

17節手数料578万円は、浄化槽法による水質検査手数料と汚泥処理手数料であります。

19節修繕費653万円は、浄化槽ポンプの空気調整弁交換やろ材入替え、ブローポンプなどの修繕を行う費用を計上しております。

30節負担金のうち、公共下水道事業会計負担金261万3,000円は、個別排水事務を行う職員の人件費の40%相当額を公共下水道事業会計に支払うものであります。

下段、4目減価償却費については所要額を計上しております。

次に、486、487ページをお開き願います。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費については、企業債償還利息613万3,000円を計上しております。

2目消費税、支払消費税につきましては、確定申告による所要額を計上しており

ます。

3項特別損失につきましては、地方公営企業法適用の初年度に前年度に属する消費税の中間申告及び確定申告額を計上することになっており、所要額を計上しております。

4項予備費として1万円を計上しております。

次に、488、489ページをお開き願います。

資本的収入でございます。

1款、1項、1目企業債3,880万円は、第5条、企業債で御説明いたしましたので省略させていただきます。

その下、2項、1目他会計補助金361万6,000円につきましては、建設改良事業に係る財源不足額を一般会計から受入れするものです。

その下、3項、1目受益者負担金、個別排水処理施設受益者分担金190万3,000円は、今年度予定しております10戸分の受益者負担金であります。

その下、4項、1目長期貸付金償還金は、水洗便所改造等資金貸付金1件分の銀行への預託金戻入分です。

次に、490、491ページをお開き願います。

資本的支出でございます。

1款、1項、1目個別排水処理施設建設事業費4,100万円は、個別浄化槽設置工事費用で、本年度は5人槽4戸、7人槽4戸、10人槽2戸の計10戸分を予定しております。

その下、2項、1目企業債償還金3,152万円は、財務省、地方公共団体金融機構、市中銀行から借り入れた企業債の償還元金であります。

3項、1目長期貸付金17万円は、水洗便所改造等資金貸付けを銀行で行い、貸付額の3分の1を預託金として銀行に預けるための費用で、新規1件分を計上しております。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案書は191ページでございます。

議案第20号令和5年度美幌町病院事業会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の501ページを御覧ください。

総則。

第1条、令和5年度美幌町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条の業務の予定量は、年間患者数の入院を2万4,302人、外来を7万954人、1日平均患者数は、入院を66人、外来を293人とし、主要な建設改良事業の診療用医療備品購入を1億4,575万2,000円に定めるものであります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、病院事業収益の総額を20億7,614万5,000円、病院事業費用の総額を21億9,852万9,000円と定めるものであります。

なお、収入及び支出の内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明を申し上げます。

次に、502、503ページをお開き願います。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入の総額を2億5,387万7,000円に、資本的支出の総額を3億1,391万3,000円とし、資本的収入が資本的支出に対し不足する額6,003万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものと定めるものであります。

資本的収入及び支出の内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明を申し上げます。

第5条の企業債につきましては、起債の目的を医療機器更新等事業とし、起債の限度額を1億4,570万円とし、起債の方法、利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおり定めるものであります。

この起債につきましては、病院事業債借入れは元利償還額の25%、過疎債の借入れにつきましては元利償還額の70%が交付税措置されるものであります。

第6条の一時借入金は、一時借入金の限度額を4億円と定めるものであります。

第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を12億17万円とし、交際費を30万円とするものであります。

第8条の他会計からの補助金は、一般会計から受ける補助金につきましては公営企業会計に対するルール分としてそれぞれ記載の内容を計上し、国保会計から受ける直診施設健康管理事業補助金は病院が実施する健康管理事業に対する補助金として計上するものであります。

第9条のたな卸資産購入限度額は2億2,480万円と定めるものであります。

第10条の重要な資産の取得は、予定価格が700万円を超える医療機器の購入分として、全身用X線CT装置一式、採血管準備装置一式、光干渉断層計一式を定めるものであります。

次に、504、505ページを御覧ください。

予算実施計画書及び説明書の収益的収入及び支出について御説明いたします。

初めに、医業収益であります。

1目の入院収益、2目の外来収益は、常勤医師8名体制の下、令和4年度の診療単価等の実績を踏まえた収益の計上を行い、年間患者数及び1日1人当たりの収益の額の見込みにつきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

3目その他医業収益のうち、下から2項目目の一般会計負担金は、公営企業会計に対するルール分の繰入れとして、救急医療の確保に要する経費は交付税措置額相当分を、小児救急に要する経費につきましては特別交付税の基準額から算出した額を計上するものであります。

その他の収益につきましては、それぞれ記載のとおり、令和4年度の実績を踏まえた所要額を計上するものであります。

次に、506、507ページを御覧ください。

医業外収益であります。

2目他会計補助金の一般会計補助金は、一般会計からのルール分の繰入れとして、それぞれ記載の項目を計上し、国保会計補助金は、病院が実施する健康管理事業に対する補助金を計上するものであります。

3目他会計負担金の一般会計負担金は、一般会計補助金と同様に、一般会計からのルール分の繰入れとしてそれぞれ基準となる額について計上し、そのうち、不採算地区病院の運営に要する経費につきましては、昨年度当初予算と比較して853万5,000円減の1億4,658万8,000円を計上するものであります。

その他の収益につきましては、令和4年度の実績見込みを踏まえた額をそれぞれ計上するものであります。

次に、508、509ページを御覧ください。

医業費用になります。

1目給与費の給料につきましては、正職員分は、常勤医師8名と看護師、医療技術職、事務職はそれぞれ記載の人数分、総計で96名分と、フルタイムの会計年度任用職員38名分を計上するもので、手当等につきましては、パートタイムの会計年度任用職員の期末手当を含め、それぞれ記載の手当について計上するものであります。

賞与引当金繰入額につきましては、翌年度の6月手当支給に係る引当金相当額をそれぞれ計上するものであります。

報酬につきましては、臨時医師報酬1億1,882万5,000円は、眼科、泌尿器科、内科、小児科、麻酔科診療の非常勤医師及び週末の日当直を担当する非常勤医師の報酬を計上し、パートの会計年度任用職員12名分の報酬を計上するものであります。

す。

次に、510、511ページを御覧ください。

2目材料費のうち、上段の薬品費、診療材料費、一つ飛んで医療消耗備品費は、令和4年度の実績等に基づく所要額を計上するものであります。

上から3段目の給食材料費につきましては、入院患者様に地元の食材や特産品を使用した入院食を楽しんでいただくため、年4回分の材料費として10万円を計上するものであります。

3目経費のうち、旅費交通費、普通旅費には、非常勤医師の出張旅費に係る費用弁償として1,918万円を計上するものであります。

その下、職員被服費から一番下の印刷製本費まで、それぞれ所要額を計上するものであります。下から6段目の消耗品費の診療用消耗品類等には、新型コロナ等の感染症の院内感染を防止するため、防護服、フェイスシールド、アルコール消毒用品などについて、引き続き予算計上しているものであります。

次に、512、513ページを御覧ください。

513ページの一番上、修繕費につきましては、診療用機器の部品交換費用や施設器具等の小破修繕費用のほか、1階の職員トイレにつきまして、一部和式から洋式トイレへ改修する費用として198万6,000円を計上しております。

その他、保険料から諸会費まで、それぞれ所要額を計上しておりますが、下から3項目め、手数料の一番上、医師・薬剤師等紹介手数料につきましては、医療人材確保のため、常勤医師1名、非常勤医師1名、薬剤師2名、看護師1名分の人材紹介手数料を計上するものであります。

次に、514、515ページを御覧ください。

一番上の貸倒引当金繰入額から3項目め

の交際費まで、4目の減価償却費及び5目の資産減耗費につきましては、それぞれ所要額を計上するものであります。

6目研究研修費の謝金につきましては、外部医師による手術介助謝礼のほか、研修会の講師謝礼、外部医師との情報交換に必要な謝礼を計上するものであります。

図書費につきましては、医師、看護師等の参考図書及び診療報酬改定等の参考資料の購入費用、旅費及び研究雑費につきましては、医師の学会参加や看護師及び医療技術職員の研修会参加のための旅費及び参加負担金などを計上するものであります。

次に、516、517ページを御覧ください。

医業外費用でございます。

上段、企業債償還利息から消費税までにつきましても、それぞれ記載のとおり、所要額について計上するものであります。

次に、518、519ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1項、1目の一般会計出資金は、一般会計からのルール分繰入れとして企業債の元金償還充当分について計上し、2項、1目の企業債は、予算第5条で定めた医療機器更新等事業の財源充当のための企業債の借入れを計上するものであります。

次に、520、521ページをお開き願います。

資本的支出でございます。

1項建設改良費の1目有形固定資産購入費の診療用医療備品等は、医療機器更新等事業として予算第10条で定める全身用X線CT装置、血液検査に必要な採血管準備装置、検診及び一般診療で使用する便中ヘモグロビン分析装置、電動低床ベッド、網膜の断層撮影を行う光干渉断層計など、耐用年数が経過した医療機器の更新費用のほか、電子処方箋運用システム及びリアルタイムPCR検査の導入費用を計上するもの

であります。

企業債償還金は、借入企業債の元金償還金を計上するものであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

◎延会の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

◎延会宣告

○議長（大原 昇君） 本日は、これで延会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時46分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員